
第2回 日吉津村議会定例会会議録（第2日）

平成30年6月12日（火曜日）

議事日程（第2号）

平成30年6月12日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
8番 井 藤 稔	9番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 深 田 珠 生

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

本日6月12日、平成30年6月第2回の定例会、本会議2日目を開会します。

昨日、初日、報告第3号、答弁について、訂正があるとのことですので、執行部のほうから内容についてお話し願いたいと思います。

高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 失礼します。

昨日の日吉津村土地開発公社の決算報告の井藤議員の質問に対しまして、公社の解散に関する
ことで、議会の議決が要るかということで質問を受けまして、必要ないということでお答えを
しましたけども、実際には、公社の解散につきましては、理事会で出席理事の4分の3以上の同意
を得た上で、議会の議決を経て、鳥取県知事の認可を受けたときに解散するということになっ
ておりますので、訂正しておわびいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 先ほど総務課長が申しあげましたように、きのうの井藤議員の公社の解
散に関する質問に対して、私の答弁が定款とは違った答弁をしたということでございますので、
その答弁に対し非常に軽率であった、もっと確認をしてから答弁をすべきだったなということで
反省をし、訂正をさせていただくものでありますので、おわびを申し上げる次第であります。ま
ことに申しわけありませんでした。

○議長（山路 有君） それでは、直ちに本会議に入りたいと思います。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） 日程第1、一般質問を行います。

ここで、本日、明日の通告者の紹介を行いたいと思います。

通告順1番、議席番号9番、松田悦郎議員、午前9時、少し回っておりますけども、9時過ぎ
てからの予定とします。通告順2番、議席番号4番、加藤修議員、午前10時から。通告順3番、
議席番号5番、三島尋子議員、午前10時55分から。通告順4番、議席番号3番、松本二三子
議員、午後1時から。通告順5番、議席番号8番、井藤稔議員、午後2時から。本日は5名の議
員が一般質問を行います。明日、6月13日、通告順6番、議席番号1番、河中博子議員、午前

9時から。通告順7番、議席番号6番、江田加代議員、午前9時40分から。通告順8番、議席番号7番、橋井満義議員、午前10時55分から行います。以上、2日間を通して8名の議員が一般質問を行います。

それでは、通告順に従い、一般質問を許します。

9番、松田悦郎議員の一般質問を許します。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） おはようございます。9番、松田です。

最初に、村民への誠実な対応について、2つ質問をいたします。

まず、マイナンバーカードが健康保険証として使えることについて質問します。マイナンバーカードが国民健康保険被保険者証のかわりとして、2020年度から使えるようにすると、ことしの4月25日に厚生労働省からあったようであります。さらに、2018年度にもマイナンバーカードを医療機関で健康保険証として使用できるようにする方針が明らかになりました。医療機関からの診療報酬請求を受ける審査支払い機関が健康保険組合などからの委託を受ける形で資格確認を行い、照会に応える仕組みとして、利用開始から当分の間は従来の保険証としての併用をされています。この理由としましては、東日本大震災の際に被災された方の医療データはことごとく失ってしまい、事故の際に確認する歯形のデータもなく、本人確認をすることが困難だったと言われ、このような事態を回避するためにも、マイナンバーと国民に固有する番号である医療IDは重要であるという理由で、このようなシステムになったと言われております。

現在、全国でマイナンバーカードの普及率は1割程度であると言われておりますし、使用頻度の高い保険証機能を追加することにより取得者をふやす狙いもあるようであります。この国の制度である情報連携業務実施に当たり、村の考え方を伺います。

次に、役場庁舎にエレベーター設置について質問します。以前から設置要望の話がいろいろあったようですが、設置する場所が見当たらないなどの理由から現在まで来たと考えております。法律では、高齢者、障がい者等の移動等の円滑な促進に関する法律があり、いわゆるバリアフリー新法であります。その目的には、高齢者、障がい者等の移動上の施設の利用上、利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資するとあります。このことは当然、エレベーター設置も含まれております。

今後、日吉津村でも超高齢化社会に向かっていくわけではありますが、役場の2階、3階に用事がある方に障がい者の方や妊婦さん、高齢者の方などもおられると思います。村民の全ての皆さんに優しい庁舎という認識を持っていただくために、役場庁舎内から少なくとも2階まで行き来

できるエレベーターを設置すべきであると思いますが、考えを伺います。

次に、公共施設総合管理計画の今後について質問します。総務省は平成25年11月に公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について、インフラ長寿命化基本計画を策定しました。その理由は、国においても公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。これを受けて、当時の総務省から地方公共団体に向けて、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需給が変化していくことが予想されることを踏まえながら、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことが重要であると言われております。そこで財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってくるのが主な理由であります。この通達を受けて全国の地方自治体が取り組まれ、あわせて日吉津村も公共施設等総合管理計画が策定されたと思います。

その取り組みは、日吉津村では29年3月に基本方針として公表されましたが、その基本方針は、まさに必要となる公共施設がその機能を十分に発揮し、公共サービスの質を持続的に維持、向上させていくものであります。そこで、各施設が果たす役割を見直し、村の財政規模に見合った適正量の公共施設を保有するとともに、インフラ施設などを含めた施設全体の最適化の観点から、全庁的な維持管理の仕組みを構築する必要があると思います。また、この計画の策定に取り組み、本村が財政破綻を起こさないように、40年間の長いスパンの中で息の長い膨大な計画であります。その内容の一部として、今後40年間の更新費用、資産として、19カ所の公共施設は76.4億円、道路は24.2億円、橋梁は4.5億円、下水道処理施設は26.9億円など、その資産内容に驚愕の事実を知ることとなりました。

国の方針は、各地方自治体が今後、施設のあり方の検討を行うことが当計画の目的であると言われておりますので、これを受けて長期的に管理計画を把握する必要があると思います。今後、財政問題とあわせて、具体的な計画の実施状況などについて考えを伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松田議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、マイナンバーカードの情報連携業務についてであります。平成30年の5月に、こととしてありますが、社会保障審議会、医療保険部会の資料として提出をされました。オンライン資格確認等によりますと、世帯単位の被保険者番号で管理をされております現在の保険制度にマイナンバー制度を活用して、利用して、個人単位の被保険者番号を付番し、番号をつけて、個々

の健康管理につなげる狙いがあるとされております。

例えば、マイナンバーカードを医療機関で読み取ると、現在の保険種別や負担割合などの資格情報がオンラインで照会できる仕組みであります。マイナンバーカードの取得者をふやす狙いもございしますが、カードがなく、今までどおり保険証を提示しても、被保険者番号により資格情報の確認はできるものであるというふうに、当然でありますけれども、そういうことでもあります。

また、この個人単位での被保険者番号にすることで、現在は保険者ごとのデータ管理となっているものが、保険が変わってもデータを一元的に管理、共有することができ、データヘルスの推進も行うことができるというふうに思います。こういうことになれば、もともと町村が保険基盤が小さいもんですから、医療保険制度の都道府県化により、一本化という狙いを要望してきたところでもありますので、今回の国保の一本化は、我々は、町村としては、医療保険制度の一本化の一つの道筋の通過点であるというふうに私自身受けとめておりますので、データヘルスも当然でありますけれども、そんな、医療保険が一元化されるということになってきてほしいなというふうに思うものであります。

こうした観点から実施されれば、個人ごとの健康管理や保健指導など、健康寿命の延伸には大きく役立つと考えております。今のところ、具体的な制度の方向性などについてはおりてきておりませんが、今年度からは保険者となった県の指導のもとで他市町村と歩調を合わせながら検討を進めていきたいということでもあります。

マイナンバーの普及率が10%程度であるということで、松田議員からあったわけでもありますけれども、やっぱりこの部分は、いわゆる国民を番号制度にしていくという中でのデータを一元管理するという方向は認めるものでありますので、マイナンバーカードの取得について、常日ごろ自治体としては普及を啓発していかなければならないというふうに感じておるところであります。

続いて、2番目の役場庁舎にエレベーター設置についてということではありますが、役場庁舎は議員御指摘のとおり、来庁される皆さんの優しい役場庁舎でなければならないと理解をしております。バリアフリーの観点からも、本村もエレベーターの必要を感じておるところであります。今の役場が平成元年に完成をしておりますので、そのバリアフリーに関する法律制度や規制の問題がそこまで行きてなかったということでもありますけれども、現時点の時代背景から、社会背景からすると、やっぱりバリアフリーは当然行政として先端的に、先進的に設置すべき役割はあるのではないかと感じておるところであります。これまでも障がいのある方や高齢者の方など、3階議場までのアクセスについて検討した経過はありますが、経費、設置場所等の課題があり、実施に至っておりません。経費はともかく、今の建物の構造では、今の建物を大きく変

えないという構造でいくと、非常にエレベーターをつけていくということは難しさがあるということだというふうに思っております。

設置場所として、建物内に設置する場合には、構造上問題がないか、再度調査する必要もありますし、正面玄関への設置は非常に難しいと考えております。今のところ、建物西側に外づけするのが一番現実的な方法ではないかと考えますが、この方法でも2階までしか設置できませんし、3階までは昇降機で上りおりしなければなりません。もともと西側に設置することが外から来られる住民の皆さんにとって利便性はどうかということになると、到底、到底、住民の皆さんは理解のできる位置ではないというふうに感じておりますので、そこも、つける場所がここだというようなことにする場合には、やっぱり外からのアクセス、どんな形で村民の皆さんが利用しやすいものにしていくかということでは、アクセスの流れといいますか、そういうものを考えなければならぬということでおるところであります。

いずれにしても、住民に優しい役場を目指し、エレベーターの設置について、さまざまな視点から検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、公共施設等総合管理計画はということでございますが、公共施設、道路、橋梁、下水道等のインフラ施設を適切に管理運営していくために、平成29年3月に作成をしたところであります。この中で、公共施設の更新費用の推計を総務省提供の公共施設更新費用の設計ソフトを活用し、実施をしたところであります。試算結果としては、先ほど松田議員からも、詳細について事業費の推計が言われたわけでありましてけれども、公共施設、建物だけで考えますと、お話がありましたように、建物だけでも40年間に76.4億円、年平均1.9億円と出ており、一律に建設後30年で大規模改修、60年で建てかえという条件での結果ですので、必ずこの額になるわけではございませんけれども、公共施設の維持管理だけでも大きな負担になるのは間違いがないということでもありますので、このような国の更新費用推計ソフトを使っての推計でありますので、一概にそれになるとは言えませんが、やっぱりそのことを前提に、公共施設の適切な維持管理、長寿命化を考えていくことが必要だろうかというふうに考えるところであります。この総務省の推計ソフト、全国の市町村が使って管理計画を立てたわけでありましてけれども、どこの町村とてその数字でできるかということ、適切にできるということが保証できませんので、みんながこの自治体もこれを利用しながら、いかに適正に長寿命化をしたり、建物の更新には減築をして、建物の面積を減らして、公共施設を更新をしていくということが大事ではないかなというふうに考えるところであります。

ということで、この計画は、あくまでも村の公共施設管理の基本方針を定めたものであります。

今後、公共施設等総合管理計画を基本として、財政措置も勘案した中で、施設ごとに個別施設計画を策定し、より具体的な施設管理運営を定めなければならないというふうに思っております。

財政措置を勘案してということでもありますけれども、全体の財政措置を勘案するということは非常に国のソフトでは難しいというふうに思っております。ですから、30年で大規模改修、60年、建てかえという基本的なソフトではありますけれども、もっと短期間で、それぞれの自治体の公共施設等の維持、緊急性のあるものから、その対応をしていくような考えにならないと難しいのではないかとこのように考えておるところであります。そのような意味では、今のところ、今年度、保育所等の建てかえについて検討を始めたところでもあります。意見を集約しながら、個別施設計画の策定を行っていく予定としておるところでありますので、質問の中にありました、全庁的維持管理の仕組みの構築ということでもありますけれども、これは非常に難しいということでもありますけれども、ベースとしては、公共施設の推計ソフトからはじき出されたものを参考にしながら、いわゆる、30年、大規模、60年、建てかえという条件をいかに延ばしていくのかということが大事じゃないのかなという気がしておりますので、そこを維持管理の仕組みの中に組み込んでいかなければならないのではないかとこのように考えておりますので、公共施設の総合管理計画の今後についてということでは、お答えとしては不十分さがあるかなというふうに感じておりますので、今の段階では、そのものが出されたということでもありますけれども、近未来的な、例えば保育所などの事業を適切な財政規模、財政運営の中でやっていくということだと思っておりますし、下水道施設の長寿命化は27年で、5年かけて終わっておりますので、これはある程度の施設寿命の延伸ができたということでもあります。

道路、橋梁については、現在、そのための共同設計をしておるという状況でありますので、これに備えて適宜、急を要する橋梁、道路等から修繕をしていく必要があるかというふうに、大まかなところでは、そのような取り組みをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをして、松田議員の一般質問に対するお答えといたします。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最初に、マイナンバーカードの関係でありますけれども、これ、まだ具体的に細かく指示がないようでもありますけれども、情報を見ますと、2018年度から使用できるようにするというふうなことが書いてありますけれども、この辺でいくと、日吉津村はちょっといいところで、やろうとすればすぐできると思うんですけども、いつごろならこの情報というのは入ってくるか、その辺はわかりませんか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

インターネット等では厚生労働省の案が出ておりますけれども、県のほうに照会しましたら、県のほうで近々国からの説明があるというふうに伺いました。ですので、それ以降にまた市町村への説明があるというふうには考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 県のほうから一応、国のほうではやると言ってますので、当然、県のほうからも来ると思いますので、そこで、例えばなんて言っちゃいけませんけども、例えば、マイナンバーカードと保険証と合体ということになりますと、現在の保険証というのはどのような扱いになるのか、その辺はわかりませんか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員の御質問にお答えします。

現在の保険証に、これも情報ですけど、31年度ぐらいから、今は世帯単位の番号がつけてあるんですけども、それが、もう2桁ぐらいふやせて個人ごとの番号がつけられると、それに変わっていくというような予定を組まれているようです。

それで、先ほど松田議員の御質問の中でも言われましたけれども、しばらくの間はマイナンバーカードとその新しい被保険者証を併用していくと、そういうようなやり方になるようでございます。といいますのが、32年度から始めたとしても、医療機関や薬局のほうで資格情報ができる設備を持ってないとマイナンバーカードでの資格確認ができませんので、やはり従来のとおり、紙での被保険者証も使っていくというようなやり方になるようでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 今から質問することもまだまだどうなるかわからん中での質問なんですけれども、私は、もう指示がある程度来とるのかなということちょっと質問を考えてきたんですけど、どうもまだ指示がないということなので、非常にやりづらいんですが、マイナンバーカードと保険証を合体すると、ほとんどの方が保険証を持っておられますので、当然、最終的には全員が切りかえをするということになるんでしょうね、どうでしょう。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） やはりマイナンバーカードできちっとした資格確認ができるということになりますと、そちらを推奨していくということになると思います。ただ、全員が持たれるかどうかというのはちょっと難しいところはあるかもしれませんが、方針としては全員に持っていただくということになろうかと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） ちょっと参考までに聞くんですが、村内でマイナンバーカードを、これもちょうくちよくよう答えておられたと思うんですけども、今、何人ぐらいだったんでしょうか、カードをつくられた方。マイナンバーカード、作成者、わかりませんか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

村内の取得者の人数ですけれども、やはり1割程度でございます。ちょっとはっきりした数字っていうのがあれですけれども、おおむね1割程度の方は個人番号カード、取得をしておられます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これ、未確定の場合であんまりしつこく言いたくないんですが、例えば、これ、切りかえだったら後期高齢者の方も同じ扱いになるでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） この狙いというのが、先ほど言いましたとおり、今は世帯単位の保険者証が個人単位で、個人が特定できるということが狙いですので、後期高齢者の医療は既に個人単位の保険証になっておりますので、そういったことでは後期高齢者は今回は対象にならないというふうに伺っております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これからの県の方針がいつになるかわかりませんが、もし通知が来て、そのように切りかえがあるとすれば、当然、村民の皆さん方に説明はされると思いますが、それは、そういう理解してよろしいですね。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） これに限らず、制度が変われば、その都度、住民の皆さんに説明会なりを開催させていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 次に、エレベーターについてですけども、最初に、行政のほうでもエレベーター設置についてはやったほうが良いということは、当然わかっておられると思いますが、そのエレベーター設置について、疑問点、1点、ちょっとお聞きしたいと思います。現在の建築基準法に照らしますと、高齢者や身障者等に配慮した施設等を設置する前段として、現行の建築基準法に適合するように設備や改善をしなければならないとあるわけですけども、

現在の役場が建てられた当時、当時の建築基準法では設置義務はあったんでしょうか、それとも、あったけども設置をしなかった、どちらだったんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。

ちょっと当時のことがあれですけども、現在のバリアフリー法に変わってからに対しても、村の役場庁舎というのが特別特定建築物ということになってるといふぐあいに思いますので、大きく分けると特定建築物っていうのがあって、その中に特別特定建築物というものがありまして、この特定建築物というのは、要は、修繕とか模様がえするときは基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないということで、一応、修繕の場合、建てかえとか、そういう場合は努力義務ということになっておりますので、その当時は多分、設置義務はなかったと思うんですけど、バリアフリー法に変わって、バリアフリー法が平成18年に変わってると思っていますので、それからは、今現在は努力義務と。ですから、うちが今からエレベーターをつけるというのは努力義務にはなっておりますけども、先ほども村長が答弁したように、エレベーターの必要性は感じておりますので、どういう形で設置できるかということは、今後検討したいといふぐあいに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 今現在、役場に車椅子やつえなどを使って来られて、2階になかなか上がれないよということがあると思うんですけども、他の自治体を見ると、職員の方がその都度お手伝いをして、2階、3階、4階まで行っておられるという事例が書いてあったんですけども、日吉津村としては、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。

そのときそのときだと思うんですけども、基本的には、そういう方がおられたときには職員がお手伝いをして、2階のほうにということをしております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 現実問題として、体の不自由な方が役場に用事があって2階に行こうとすればなかなか行きにくいから、結局は2階に行かなくてやめたと、行かないわというような方が多いんじゃないかなと思っております。その辺を私は非常に懸念をしております、今回のこの質問をしたわけですけども、そういうところも一つ考えていただいてもraitainaiと思いま

す。

それと、このエレベーターについて、村民の方からエレベーターを何で設置しないんだという
ような苦情なんていうのは来てませんか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 住民の方からエレベーターの設置について、苦情なり何かあったと
いうのは私のほうは聞いておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの2階に上がれない、そういった方の対応はということの中で、一つ、確定申告時期に
は2階の会場で税務の申告会場を設けておりますけれども、やはり、どうしても2階に上がれな
い方につきましては、1階のロビーのほうで待っていただきまして、その間に申告書等の作成を
2階の会場で行って、1階のロビーのほうで御本人に、こういったことで申告を受けましたよと
いうことの説明をさせていただいて、2階に上がっていただかなくてもいいような対応も一部と
らせてもらっております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 住民課長の答えは、今、これから言おうかなと思っておったとこ
なんですけども、先に言われましたけども。

結局、エレベーターの本当に必要だなと思ったのは、前回の確定申告のときに、裏のほうから
2人して本当に一生懸命、一生懸命上がって、私も手伝いをせにゃいけんなと思ったぐらいの大
変さを思って、その方が言われるに、早ことエレベーターつくってもらわにゃとてもかなわんと
いうようなことが言われまして、ああ、そりゃそうだなと思って、今回設置についてちょっとお
聞きをしたわけですけども、本当に2階にエレベーターができないということになりますと、私
も言おうと思ったんですが、全て確定申告、それから2階でそういう会議があるわけですけども、
不自由な方がおられるときには全て1階でやってもらうということとっておりますけども、今
の課長の回答は1階で処理するだなくて、2階まで一緒に上がってやるじゃなくて、1階です
ということですか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松田議員の御質問にお答えします。

申告の場合ですと、御本人、来ておられる方につきましては、1階のロビーのソファのほう
で待ってもらいまして、実際の確定申告書の作成につきましては、必要な書類とか、保険料の控

除とか、医療費の明細書、農業関係の内訳書なんかを一式お預かりをしまして、2階の会場のほうで申告のシステムといいますか、機械は設置しておりますので、そちらのほうで税務の担当者の方が書類を作成して、また、その一式書類を持っておりて、ロビーのほうで説明をさせていただきます。御本人には1階のロビーのほうでお待ちいただきました。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） あんまりしつこくは言いたくないですけども、それは、村民の方でそういう方は知っておられるんかね。例えば、1階のロビーで待ってくださいというやなことが。私が見たのは、議会に上がるところからずっと上がられたんですけども、その方は当然わからずに上がっておられますが、そういう徹底はされていますかね、村民の方に。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 確定申告の場合ですと割と皆さんが、まず住民課の窓口へお越しになりまして、申告に来たんだけど、実は階段が上がりづらいというようなことを申し出をさせていただきますので、それで待ってってくださいというような方もいるんですけども、なかなか今言われましたように、西側の通用口のほうから来られた方で、そのまま階段を上がられる方というのがわかりかねるということもあろうと思いますので、今後ともそういったことで周知には努めてまいりたいと思います。担当課のほうへお声をかけていただければ、対応をさせていただきますということの周知はさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これで質問終わるんですけども、住民課に顔出いてじゃなくて、頭から玄関に、こういう方は住民課のほうへ来てくださいというふうに書かれたほうが良いと思うんですけども、何かそれを住民課へ来たから教えるということは目線が上じゃないかなと私は思うんですけども、その辺を一つ検討してやってください。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） そのとおりですので、今後はそういった周知というか、事前のお知らせなり、申告の時期とか、そういった何か御用のおありになる方は、そういうことで周知に努めていきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 続きまして、公共施設管理計画についてですけども、今回初めて質問するわけですけども、この計画はこれからだなと思いますけども、ということで一応、基本的な部分についてのみちょっと質問をさせていただいて、疑問点なりを、先般、管理計画、これ、

もらったわけですが、この中でいろいろ書いてありまして、この中のわからないところだけちょっと質問をさせていただきたいなと思います。

最初に、この管理計画では更新される資産費用や公共施設等の見直しの考え方などが記載されておりますが、先ほど言いましたように、資産費用の中で公共施設では76.4億円、年平均1.9億円、道路は24.2億円、橋梁は4.5億円、下水道処理が26.9億円などの驚愕の内容でありますけども、この資産費用について、されたときに、この費用の額を見られたときに、これは予想の範囲内であったのか、それとも、私の言うように驚愕の範囲だったのか、その辺のどのような感想を持たれたのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員の御質問にお答えします。

結構高い金額になるんだろうなという予測はしましたけども、例えば公共施設が76.4億円というのが高いかという、建てた当時のものをもとに、例えば30年間は大規模改修、それから60年で建てかえと、その間の費用っていいますか、維持管理の費用等も足していきますので、結構高い金額になるんだろうなという予測をしておりました。ですので、これが特別すごく高い数字だなというぐあいには思いませんでした。金額がどれぐらいになるかはわかりませんでしたけども、大体、高額な金額になるだろうなという予測をしておりました。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 公共施設が19、たしかあったように書いてあったんだと思いますけども、この公共施設の中で、今後、老朽化が進んで改修が必要となった場合、更新も必要と認識しつつも、ランニングコストを抑えなければならないという施設や廃止を考えなければいけないなという施設は、今現在、どのように考えておられます。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 計画の中にも公共施設の削減目標ということで、結局、今のものをそのままイコールというよりは、縮小したり、統合できることは統合したりとかということも考えていかないといけないということがありましたので、削減目標は一応20%というぐあいに定めておりまして、ただ、どの施設をどういう形でということは、まだ計画段階では考えておりませんが、この目標に向かって、例えば今、保育所の建てかえを検討した中で、児童館だとかいろいろなものを合体して面積的には少し減らすとか、そういうことになると起債も借りれますので、そういうことも考えて今後はいかないといけないかなということで思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最後のほうで質問しようと思ったんですけど、今、20%削減ということが出ましたので、先に質問させていただきますが、この20%削減目標ということは、大まかには大体、今どのような、20%と言われてもどれぐらいなのかようわからんですけども、100%といったら全てだけんわかりますけど、20%っていったらどのような削減を考えておられますか、わかりますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 20%出したところのものが計画の中にあるんですけども、一応、日吉津村の人口なりこの公共施設の面積を考えたときに、全国平均より大きな床面積になっておりますので、それを全国平均レベルということで考えたときに、20%の削減が必要ではないかというようなところで計算をしております。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 次に、公共施設の見直しの内容についての考え方について質問をしたいと思いますが、文書の中身ですけども。公共施設の保有総量の適正化として施設の総量をふやさないとありますけども、今後は施設は建築をしないという、これは考えなのかどうか伺います。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども言いましたけども、今ある公共施設を削減していくという中で、新たなものを設置ということも将来的にはあるかもしれませんが、それは先ほどの全体の床面積とかも考えた中で、縮小する部分と設置しないといけない部分、そういうものは検討の中に今後は入っていくのではないかなと。全く新しいものをしないということではなくて、その辺も含めて今後は考えていかないといけないかなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 続いては、ちょっとお聞きするんですが、橋梁施設の中の文書の中に予防保全型管理体制、こういう文字がありましたけども、これはどのような管理体制なのか、ちょっと教えてください。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 松田議員の質問にお答えします。

道路橋梁に関しましてですけども、平成25年の道路法の改正を受けまして、道路管理者は全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、直近目視で点検を行うということがうたわれてお

ります。それに沿って、本村におきましても点検のほうを実施しているということでございます。その点検の判断ですけれども、4段階ございまして、1段階が健全構造物、2が予防安全段階構造物、3が早期措置段階構造物、4番目が緊急措置段階構造物というような4つの段階に分かれておりますが、本村におきましては、一番緊急性を要するような4番目の構造物に該当するようなものはないということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） もう一つ教えてください。これも書いてあるとおりなんですけど、民間が実施可能なサービスは、民間への売却や譲渡を検討するとありますけども、可能性があるとするばどのようなサービスなのか、わかりますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） この公共施設を見直していく中で、国のほうもまちづくりの原点からということで、PFIとか、要は、民間と一緒にやっていただいとということなところが推奨しておりますので、行政だけでやるのではなくて、民間も利用しながらやっていくということもありますので、そういうことを含めて書いているものであるというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 公共施設等管理計画の内容につきましては、40年先までの長期計画でありますので、今後、この情報を、やっぱり住民と共有していくべきではないのかなと私は思うんですが、ほかの自治体のほうでもこういうふうに、住民の皆さんに共有をして理解を求めていく中で進めていくということをされておりますが、日吉津村ではこのようなことを考えておられますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） これから個々の個別施設計画というのをつくっていかないといけませんので、例えば、今始まった保育所等の関係についても個別施設計画をつくっていきます。そういう情報はホームページ等で流しながらやっていきたいというぐあいに思っておりますので、今後も個別の施設計画ができれば、その段階で公表等もしていく予定にしておりますので、その辺は検討しながら、進めながら、公表していきたいなというぐあいに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最後にしますけども、住民説明を、例えばされるときに、ある自治体では、公共施設の管理計画が非常に、14ページしかありませんけど、すごく中身が濃いも

んでわかりにくい部分もあります。私は非常に大変だったんですけども、これを住民説明される
ときに、漫画形式にして出ている自治体があるようなんですけども、日吉津村も、もし住民の
方に説明されるときには、何かの方法で、漫画形式ではないかもしれませんが、わかりやすく理
解できるように情報を発信してほしいなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 漫画でというのはちょっと見たことがないので、調べまして、そう
いうことができれば、そういうぐあいできるように検討していきたいというぐあいに思います。

○議長（山路 有君） 松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） これで一応、質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。
ました。

○議長（山路 有君） 以上で松田議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（山路 有君） 4番、加藤修議員の一般質問を許します。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） おはようございます。4番、加藤修です。通告に従いまして、3
項目質問をいたします。

1、村道2号線信号機について。2号線交差点での事故の現状及び信号機設置の必要性及び設
置に向けての進捗状況の説明を求めます。

2、健康づくり、介護予防の現況は。まちの保健室などの事業及び介護予防事業の現況の説明
を求めます。

3、セルフメディケーション税制について。セルフメディケーション、自主服薬推進のための
スイッチOTC薬控除、医療費控除の特例の説明を求めます。

以上で質問を終わります。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 加藤議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、村道2号線の信号機設置ということではありますが、そこでの交差点での事故の現況を
まず申し上げますけれども、その前段、年4回の交通安全運動にあわせて、そこで日吉津駐在所
から村内の事故状況の報告があるわけでありましてけれども、イオンの中での、いわゆる物損事故
等が年間100件を超えておるとい状況でありますので、そういう意味では、その延長線上の
交差点でありますので、人の出入りが非常に多いところで、また変則な交差点ですので事故が多

いということで、これまでさまざまな方から御意見をいただいていたところではありますが、交通事故は、平成28年が人身事故が1件であります。物損事故が4件。平成29年は人身事故が1件、物損事故が7件発生をいたしております。平成30年は1月から5月末まででありますけれども、人身事故はございませんけれども、物損事故が4件発生をしておるといということでありますので、村内の公道での事故がここに集中といいますか、数字は高いものが出ておるといことであります。

信号機設置の必要性及び設置についての進捗状況ということではありますが、信号機の必要などころでありますという、まず認識をしております。交通量も多い、交通事故も頻発をしておるといことで、平成28年2月に交差点内のカラー舗装工事を行いました。一時的に交通事故の減少も見られましたけれども、依然として交通事故が発生をしておるとい状況は先ほど申し上げたとおりであります。信号機設置の必要性もあります。信号機設置をするためには、道路構造にやっぱり問題があるということがございますので、村道2号線と村道役場線の交差点改良について、関係者に対しまして、交差点における交通事故の状況、これまでに交通事故対策を講じてきた内容、村民からの信号設置の要望、そして、この解決のためには、用地買収や建物の移転等、交差点改良による信号機設置により、交通事故対策のために必要な事項などを説明をして、この説明に対し関係者から、関係する地権者の御事情もございまして、いまだ合意をいただくところまで調整は進んでおりませんが、交差点改良の必要性は十二分に理解をいただいておりますので、引き続き努力をしまいたいというふうに考えております。

次に、健康づくり、介護予防の現況はということではありますが、その中で、まず、まちの保健室等の事業の現況の説明ということで、現在、村民の健康寿命延伸を目指して、さまざまな事業の取り組みを行っております。その一つの事業として、まちの保健室事業を平成28年から開催をしたわけでありまして、それは各自の健康状況を振り返る機会をつくって、健康的な生活習慣を意識するその場づくりに努めていただいておりますし、開催内容は、全自治会を回って平成30年度からの国民健康保険制度改正の要点や村の健康課題の報告、さらには健康チェック、ミニ講話、健康相談等を行う内容にしたところであります。

平成29年度は11月と12月に全自治会での開催と、ことしの3月17日に、午前でありましたけれども、ヴィステテひえづで健診室を使って開催をし、合計86名の参加がございました。生活習慣病対策を口腔、栄養、運動と、生活に即した内容で実施をしました。同時に、運動習慣づくりや介護予防のために開発したご当地体操、ストレッチのPRにも取り組み、幅広い年代の方に体験をいただいたというところであります。3月17日の開催では若い世代の方にも参

加をしていただけるよう、子供の遊び場コーナーを設けた企画との同時開催をしたということであり、今年度も全自治会とヴィレステでの開催をふやし、同様に実施をしていく予定であります。初回は6月24日、午前10時30分からヴィレステひえづの健診室にて、図書館主事の6月のおはなし会に引き続いての開催として、壮年期世代も取り組んだ、幅広い年代が参加しやすく、親しみやすい企画に取り組んでいく考えであります。

次に、介護予防事業の現況の説明ということでもありますけれども、介護予防事業につきましては、高齢者の健康保持と閉じこもりを防いで、要介護の状態になることなく地域の中で安心して生活が送れるよう、村社会福祉協議会に事業を委託し、実施をいたしております。高齢者筋力向上トレーニング事業、転倒骨折予防事業、生きがい活動支援事業、生きがい活動支援事業の中には男性サロンなり女性サロンが含まれておると。さらには認知症予防介護事業、これは予防という意味です。パソコン教室、認知症予防教室、七福会。介護事業の外出支援事業ということで、予防でありますけれどもサービス事業を実施しております。さらに、高齢者の身体機能の維持向上、認知症予防、生きがい対策などに取り組んでおるという状況であります。

平成29年度の実績は、延べ人数でありますけれども、高齢者の筋力向上トレーニング事業は1,629人、転倒骨折予防事業が3,590人、生きがい活動支援事業、男性サロン、女性サロンですけれども、これが1,362人、認知症予防介護事業、パソコン教室や認知症予防教室、七福会ですけれども、1,364人です。外出支援サービス事業が4,949人ということでもありますので、いわゆる介護予防事業が、当初、介護保険で展開を始めたころから思うと、予防事業はこれだけの予防事業が拡充をされ、村民の皆さんもしっかり利用をしていただいておりますので、あくまでも、住みなれた地域で住み続けていただくということの取り組みとしては、本当にたくさんの皆さんに御利用いただいておりますのかなというふうに感じておるところであります。

介護予防事業のこれからの方向としては、介護状態も含めてですけれども、地域包括ケアという、我がこと丸ごと地域共生社会の実現というような方向に向かっての取り組みを強化していく必要があるというふうに考えておりますので、そのような取り組みの展開をしていきたいというふうに思います。

3番目のセルフメディケーション税制ということですが、セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除の創設の説明をということでもあります。セルフメディケーション税制は、健康の維持、増進及び疾病の予防について、一定の取り組みを行う個人が医薬品を購入された場合、その費用について医療費控除の特例として所得控除を受けることができる制度であります。国民のセルフメディケーションの推進を目的に創設されたものでありますけれども、セ

セルフメディケーションはWHO、世界保健機関において、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てをすることと定義をされています。自分で責任を持って自分で手当てをするという内容ではありますが、セルフメディケーションを推進していくことは、国民の自発的な健康管理や疾病予防の取り組みを促進することはもちろんでありますけども、医療費の適正化につながると考えられます。対象となる医薬品はOCT医薬品、いわゆるスイッチOCT医薬品と言われており、これは処方箋がなくても薬局などで購入できる医薬品のことであります。購入された際に領収書に記載されます。購入の際にお尋ねになるとわかるようになっております。いわゆる、スイッチOCT薬品だという表示がされるということでもあります。

さて、セルフメディケーションの税制による医療費控除の特例を受けるための手続でありますけども、手続は確定申告で行うというものでありますし、確定申告書を提出された際に、まず1つ目が、対象医薬品の購入金額が記載された所定の明細書の添付と、2つ目が、申告する方が一定の取り組みとして行ったインフルエンザなどの予防接種の領収書か接種済み証や、健康診断や人間ドックを受診されたときの領収書か結果通知証の添付、または提示をすることの2点が必要となります。この税制によって医療費控除の特例を受けることを選択された場合は、従来の医療費控除を受けることができません。従来の医療費控除を受けられないということでもあります。

この税制による医療費の控除額でありますけども、一定の取り組みをされている個人が、自分自身のもの及び生計を同じくする親族にかかわる医療品を購入されたものも対象になって、その年の購入金額が1万2,000円を超えた場合、この超えた額が対象で、上限は8万8,000円と規定をされています。平成33年中に購入される医薬品までが対象で、ことしの確定申告が初回でございましたけれども、セルフメディケーション税制についての概要がこれでありまして、確定申告初回だった、あったかや。（「なかったです」と呼ぶ者あり）なかった、そのこともか。ということでもありますけども、ことしの確定申告には、その医療費控除の対象になられる方はなかったということでもありますので、税制の概要については、そのようなことでもありますので、それをお答えとさせていただいて、以上で、加藤議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） これより再質問を行います。

加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） わかりやすい説明をしていただきまして、ありがとうございます。

今のセルフメディケーションのところの答弁の中で、OCTではありません、OTCですので。このところは訂正をしていただきたいと思います。

まず、信号機設置についてですが、今現状、現場の最低条件として幅員が5.5メートルないといけないというところで、ここに図面がございませけれども、村道は5.5メートルから、2号線から向こうに行くと6.4メートルあります。イオン側が6.6メートルあります。九里さんのところ、農協のところは4.5メートルで設置基準に合ってません。ここが5.5メートルないといけないというところ。前に水路がありますね、水路が。水路は用水も排水も一緒に両方の目的の水路ですけれども、ここは1メートルあります。単純に考えると、あそこにふたをかけりゃ5.5になるだないかと。ただ、その、今U字溝が水路用で、鉄筋が入ってなくて強度が足りない。もし本格的にやるのであれば、全面的な改修は必要であると。まず、できないのではなくて、できるようにするには何をしなければいけないかというところですので、信号機の設置について必要性があるという考えをお持ちでございますので、これを県の公安委員会のほうに申請するに当たっても、この条件では申請ができませんので、申請ができるような、まずは日吉津村が取り組みをして、条件を整えて、申請をしなければいけないというところですよ。

この水路のところ、のり面を含む1メートルのところを広げて、ふたをかけて暗渠にして、5.5で条件がクリアできますけれども、駐車場のところ等に信号機がつくとすればそういった形になりますので、そういったところを今努力していただいておりますというところでございますが、このあたりいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 今言われた信号機、必要性の幅員が5.5メートルで、開業医さんのところが4.5メートルプラス水路1メートルということで、その基準に合うよというところですけども、私どもが公安委員会から伺っておりますのは、開業医さんところの角の隅切りを買収しなければならぬということですので、用地買収をしなければならぬということが伴いますので、じゃあ、どれがいいのかなというところで、これまで、この交差点の土地の所有者など建物を持ってらっしゃる方にお話をしてきたところで、1回目の答弁で申し上げましたように、必要性はわかるけれども、用地を提供いただくというところまで至っていないということでもありますので、最終的にいいますか、これだけ事故が起こってますので、どうすれば早くできるのかということの決断をする時期がある程度見えてきた、決断をしなければならぬのかなというふうに思いますが、用地いかに物事が進むということだと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） これまで、今、壇上におられます議長がずっと取り組んでこられた項目ではございますが、なかなか腰を上げていただけないというところがございますが、ただ、

今、村長からの答弁の中で、決断する時期に来ているのではないかなという前向きな発言をいただきましたので、通学路でございますし、あってはなりませんけども、死亡事故があってからでは遅いので、そういったところもひとつ早急な取り組みにしていきたいと思います。

それでは、健康づくり、2番目です。今、介護予防事業とか、数字を見られてもよくわかりませんが、参加者が非常に多いですね。ただ、ちょっと苦戦してるのがまちの保健室事業等でございます。これがなかなか人が集まらないというところですが、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

まちの保健室事業は、先ほども言いましたように、平成28年度から始めて、28、29年度と2カ年実施してまいりました。28年度の参加者数が103名、そして29年度が86名ということで、自治会平均10名ちょっとずつというところで、苦戦といえば苦戦というところだと思います。ただ、この事業、やはり継続してやっていくことが大事だと思っておりますので、30年度も全自治会を回らせてもらうことも継続してやりますし、それから、先ほど答弁にもありましたが、ヴィレステひえづでの定期的な開催というようなことを計画しております。ヴィレステでやる時は何か別の事業ともタイアップしながら、皆さんに少しでも足を運んでいただけるようなやり方で工夫してやってまいりたいと思いますので、ぜひとも皆さんも自分の健康に関心を持っていただいて、お一人お一人参加していただければありがたいというふうに思いますので、第1回目、6月24日、ヴィレステひえづ健診室で行います。ぜひとも皆さんの御参加をお待ちしております。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 自治会に来ていただいて、要するに緊急性があるとか話題性があるとか、そういったものがない限り、平和な日吉津村においてそう問題はありませぬので、なかなか参加していただける機会がないというところで、ヴィレステでやっておる。24日の10時半から、図書館の取り組みの中の、おはなし会の後にまちの保健室をやると。やはり参加しやすいというところと、今、課長が言われたように、何かのあれとタイアップをしながらというところでしていければ、参加者がもう少しふえるのではないかなと思いますので、そういったところでやっていただきたいと思います。

それでは、3番目のセルフメディケーション。聞きなれない言葉でございますが、確定申告に必要なところで、ことしの確定申告になかったというのは知らないからです。知らないからこれは何ですかという話ですね。これ、去年、NHKの特集で控除対象の薬というのでやってたんです。

けども、まだまだ周知はされていない、新しいものであります。ここの答弁の中にあったとおり、セルフメディケーションっていうのは自分で薬を買って、これがWHOの世界保健機関において、自分自身の健康に責任を持ちましょうと、軽度の体の不調には自分で手当てをしようという定義がされておる。これがまず1つの目的であって、あと、現実的には、その後にあります健康管理等の取り組みを促進することはもちろん、医療費ですね、ここですね。医療費の適正化にもつながると、ここが大きな特徴でございますね。

それで、税制が今説明がありましたけど、2つありますね。医療費控除とこれ、セルフメディケーションの特例と。医療費控除は御存じのとおり、お医者さんに行って、診察を受けて、処方箋をもらって、薬屋で薬をいただいて、これを年間10万円が下限ですね、10万円が下限で、それ以上のやつを、所得等がありますけど、掛ける何ぼで出てきます。去年、私も今しらいしさんへ通っとるもんですから、年間で10万8,000円。それ、税率掛けて返ってきたのは確定申告、210円です。こんなもんです。一生懸命、1年ためて、こんなもんです。1万2,000円の薬を買って、これは個人1人じゃなしに家族全員で、もう全部集めて、控除対象の薬というのが64種類あります。64種類あって、その成分があって、それが入っている風邪薬、胃腸薬、鼻炎薬、水虫、タムシ、肩凝り、腰痛、関節痛に、この84の成分が入っている薬が対象になります。ですので、これは普通には売れてませんで、今、一定のって言われたのが特定健康診査、人間ドックですね。予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診を受けた方にこの薬を飲んでくださいって言って、84種類の有効成分入ったこの薬を飲みましょうという、自分で薬を買ってするものです。1万2,000円が下限で8万8,000円までが上限ですね。ここの間が幾らあるかっていうところです。

例えば2万円、その対象の薬を買ったとしますね、2万円。そうすると、2万から1万2,000円引けば8,000円ですね。8,000円で、所得税にかかわるものは8,000円掛ける20%ですから、二八、十六で1,600円ですね。それで、個人住民税には10%ですから、8,000円掛ける10%で800円です。両方合わせると2,400円。お医者さんで10万一生懸命ためて210円ぐらいしかなかったのは、普通に自分で対象の薬買って飲めば控除額が2,400円になると。逆に言ったら、非常にお得な控除なんですけど。やっぱりこういったこと知らないから、要するにできない。領収書もとっとかないけませんので、早い時期に、これはやっぱりこういったところで、一般質問等で取り上げて、皆さん方に知っていただいて、来年の医療費控除につなげていただければと思います。これ、申込書等があります。こういったものが全部、住民課にありますので、細かいことについては住民課のほうが説明すると思いますけど、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 加藤議員の御質問にお答えいたします。

新たな医療費控除の制度ということで、PRのほう、周知のほうがなかったのではないかとということで御指摘いただきました。毎年2月の確定申告が始まります時期に、村報のほうでは確定申告の特集で具体的な日時で申告をしていただきます。各自治会ごとに振り分けをしております日程ですとか、申告をされるときに必要なものとかってというような御案内をしております。その中で、少しですけれども、新たな医療費控除の制度ができますということの御案内をした程度でございますので、もう既に、ことしも半分終わるわけですので、今後とも機会を捉えて周知をさせていただきたいと思えますし、申告の時期が近づきますと1階のロビーのほうでは確定申告に必要な各種の書類等を準備させていただいて、皆さんが申告の用意に使っていただければと思っております。その中に、先ほど言われましたような申告の明細書等の様式も置いておりますので、活用いただければと思えます。

今、薬の内容について加藤議員さんのほうから先にお話をいただきまして、あの薬につきましてもわかりにくいということであれば、実際に購入されますときに、その薬局なりお店のほうで聞かれますと、容器の外箱に税控除対象ってというような文言の入った医薬品でございます。薬の全部が全部該当になるかっていうと、そうでもございませんので、ちょっと気をつけて見ていただければと思えます。

それと、レシートのほうにもいろんな米印とか印がついておって、それにはセルフメディケーション税制対象商品ってというような案内もついておりますので、こういった領収書等も保管しておいていただいて、明細書を作成していただいて、来年の確定申告の時期には使っていただければと思えますので、周知のほうには努めてまいりたいと思えます。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 住民課関係は、やはりこれ税制ですので、税制控除、確定申告ですが、これはもともと健康管理のところです。健康寿命延伸事業の中にも、これも同じような取り組みで、要するに、検診に来られた方等にこういうものがありますよとか、健康管理、一番最後に医療費の適正化にもつながるといようなところも含めて、福祉保健課長、どうぞ。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 加藤議員の御質問にお答えします。

私は医療費の削減という立場になろうかと思えますが、まず、この優遇制度といいますのは、軽い病気であれば医者に行かずに、まず、自分で薬買って治してくださいというところで大きな

医療費の削減になると思います。それから、この優遇制度を受けるためには、先ほど言われたインフルエンザの予防接種ですとか、定期健康診断、特定健診、人間ドック、がん検診といったものの、一定の取り組みを自分で行った人が受けれるということになっております。ですので、やはりこの優遇制度を一つのインセンティブとして、皆さんが主体的な健康取り組みとか健康管理をお願いしたい、そのことが健康寿命の延伸につながるというふうに考えておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） これは住民課とリンクして、福祉保健課と一緒にやっていただければと思ひますが。

あと、1個、ご当地体操の普及については、どういふふうにご考へておられますか、よろしくお願ひします。ご当地体操。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○議員（4番 加藤 修君） こっち。

○福祉保健課長（小原 義人君） ご当地体操のほうです、「ひえづのうた」ではなくて。体操は、去年の秋ぐらゐの運動会でお披露目をしたんですけども、それ以降さまざまイベントの場で御披露をさせていただいております。

それで、今、「ひえづのうた」と一緒にDVDの作成を取り組んでいるところでして、「ひえづのうた」の部分とそれからご当地体操一緒に入れたDVDをつくって、それを一応今年度中につくって、全世帯に配布するといふような周知の方法を考へているところでございます。それプラス、これまで同様にいろいろなイベントの場で披露はしていきたいと思ひますし、もうちょっと披露だけではなくて、どこか定期的にできる場、例えば予防事業の中でご当地体操を取り入れるとか、そういふようなことも考へていきたいなといふふうにご考へています。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（4番 加藤 修君） 健康増進で、うちの今吉祭りでも、これまず取り上げて、みんなで動いていかいやって話もしておりますし、またそういふところで各自治会の取り組み等につなげていってやっていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で加藤議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 先ほど小原福祉保健課長の答弁の中で、医療費削減という言葉がありま

したけども、現在は平準化ということで、余りこの削減という言葉は使わないようにしておりますので、そのようにまたきょうも村民の方が見ておられますので、平準化という言葉で取り組んでおりますので、御理解願いたいと思います。

そうしますと、ここで暫時休憩をとりたいと思います。再開は10時50分から行いますので、議場に御参集ください。

それでは暫時休憩に入ります。

午前10時35分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

議長のほうから少し訂正させていただきます。先ほど医療費の件について、削減という言葉で平準化ということを行いましたけども、適正化ということですので、皆さんにお断り、訂正させていただきます。

そうしますと、引き続き、一般質問を許します。

5番、三島尋子議員の一般質問を許します。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島尋子です。質問事項は、高齢者を支える地域課題と職員の適正な任用の2問を村長に答弁を求め、質問いたします。

質問1、高齢者を支える地域課題について、政府は高齢者数がピークを迎える2040年度に社会保障費が190兆円、2018年度の1.6倍となるとの推計を経済財政諮問会議に公表いたしました。高齢者の医療や介護、年金の費用がふえることから、抜本的な議論が求められるとされています。第7期介護保険事業が開始となりました。南部箕蚊屋広域連合の第7期介護保険事業は6期計画に引き続き、高齢者ができる限り住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支えていくシステムづくりを基本目標に4点の基本方針、1点として、地域包括ケアシステムの構築、推進、2点として、介護予防維持改善の推進、3点として、認知症施策の推進、4点として、個人の尊厳の保持を掲げ、構成町村と協力して施策の推進を図るとしています。

そこで、村の状況について5点伺います。

1点目は、地域ケア会議は個別課題の解決、ネットワーク構築、地域課題の発見、地域づくりと資源開発、政策形成の5つの機能だとしています。大きくは個別ケースの検討と地域課題の検討です。そこで村の地域ケア会議から地域課題として見えてきたものと、その課題解決に必要なと

されるものは何でしょうか。

2点目として、認知症初期集中支援チームを設置し、支援体制を構築するとしています。認知症初期集中支援チームとはということで伺います。

3点目、高齢者施策の策定には、高齢者自身の考えや意見を聞き、反映されていると思いますが、この点はいかがでしょう。

4点目、今年8月から一定の所得がある人の介護保険料が2割から3割に引き上げとなります。また、介護保険料未納、滞納した場合4割負担となることが定められています。この周知はかがでしょうか。

5点目、相談窓口の一体化をされたのですが、以前と変わったと考えられることはありますか。どういう状況でしょうか。

質問の2、職員の適正な任用について伺います。自治体の厳しい財政状況等を理由に、正規職員は減少し、その一方で臨時非常勤職員は増加しています。しかしながら、臨時非常勤職員については任用制度の趣旨に沿わない運用が見られることから、地方公務員法及び地方自治法の改正が行われました。自治体の準備期間を考慮して施行期日は平成32年4月1日となっております。

次、3点について伺います。

1点目は、本村臨時非常勤職員任用に大きな変動がありますか。

2点目、一般職の非常勤職員を会計年度任用職員に位置づけることとなりましたけれども、会計年度職員とはということで伺います。

3点目、現在任用中の臨時非常勤職員への周知、説明についてはどうお考えでしょうか。

以上、質問といたします。答弁によりまして再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 三島議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、高齢者を支える地域課題ということでございます。そして、介護保険制度から導入された地域ケア会議から地域課題として見えてきたもの、その課題解決に必要とされるものは何かということではありますが、平成25年10月から地域ケア会議を開始をしております。毎月1回の頻度で開催をしておりますという内容であります。これまでの地域ケア会議で見えてきた課題はということではありますが、介護保険サービス以外に地域の通いの場が少ないということがございます。この件については、健常者の方からも直接意見を聞くこともあります。課題解決の方法はということではありますが、地域のサロンなどの集まりや活動の場をつくること、現在はどのような通いの場が必要か、協議体等でニーズの把握に努めているところであります。今後も引き

続いて、ニーズ把握と地域課題の整理を行い、住民主体の助け合い活動の創出などについて検討をしております。

次に、2番目の認知症初期集中支援チームとはということでの質問でございますが、目的は、認知症になっても本人の意思が尊重されて、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けていただくことができるよう、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築をしておりますということだというふうに思っています。本人、御家族の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築するという内容であります。

相談窓口については、地域包括支援センターを利用するということでありますし、初期という考え方については、認知症のステージとしての初期と認知症の方やその家族にかかわる初期のかかわりの意味を持っております。チーム員は医療、訪問看護と介護、包括の専門職、認知症の人や認知症が疑われる人等を訪問して、専門医とともに支援方針等を検討しながら包括的、集中的、おおむね6カ月を基本にしながら支援を行って、その人らしい生活に向けた自立支援のサポートを行うということにしております。チーム員活動の終了の目安はということでもありますけれども、チームアプローチの方向性につき、連携が機能した段階で既存の総合連携の機能に移行していくことを想定をいたしております。

それから、高齢者自身の考え方、意見は反映されているのかと、高齢者施策の策定に当たって、高齢者自身の考えや意見が反映をされているのかという問いでございますが、第7期介護保険計画策定時には高齢者や地域が抱える課題を特定することを目的として、介護予防日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施しました。日吉津村の調査対象が326人、有効回答数が201人、回答率が61.7%という内容でございます。このようなことで、ニーズ調査や介護実態調査をやって計画策定時に策定に備えたということではありますが、平成30年の3月に策定しました本村の高齢者健康福祉計画においても、この調査結果から現状を分析し、施策に反映をいたしましたところであります。先にも述べたとおり、現在協議体で高齢者のニーズの把握を行っているところでございまして、今後は地域課題の整理や解決方法など、支え合いの地域づくりについて、住民と一緒に考えていく場を持つことを検討をいたしております。

次に、介護保険料の周知はできているのかということでございますが、4月26日にヴィレステひえづで開催した介護保険制度説明会や南部箕蚊屋広域連合発行の広報「やまびこ」で周知を行っているという内容でございますが、4月26日の介護保険制度説明会はせっかくの機会でしたけれども、非常に参加者が少なかったということが実態としてありました。

次に、5番目で、総合相談窓口の設置でどう変わったかということでもあります。平成18年に地域包括支援センターが設置をされましてから、高齢者の支援として、各種相談支援を行っているというものであります。現在は地域包括支援センターに主任、介護支援専門員、保健師、社会福祉士を配置し、総合的に相談に応じております。今後も総合相談窓口として、誰でも気軽に安心して相談していただける体制づくりをさらに周知を図っていくということしております。南部箕蚊屋広域連合で介護保険をやっておりますので、地域包括支援センターの本体は南部町において、それぞれの構成団体に地域包括支援センターを置いておるということでありますので、そういう意味ではしっかりとした総合相談の対応ができておるのではないかとこのように、あとは違ったものができておるとこのように考えております。以上で、高齢者の支える地域課題はこのように、それぞれの質問の答えとして。

次に、職員の適正な任用をという質問であります。地方公務員の臨時非常勤職員については、同一労働同一賃金の趣旨に基づいて、適正な任用、勤務条件の確保が求められる中で、平成29年の5月に地方公務員法の一部改正が行われて、32年の4月1日に施行されることとなったところであります。本庁の任用に大きな変動があるという、まず御質問であります。給料や休暇等の処遇については、国から示されたマニュアルに沿って行うことに、一定の基準に従って行うことになるというふうに思います。

会計年度任用職員は、その名のとおり単年度での任用する職員となります。現状では非常勤職員と臨時職員は面接によって採用を行っているところであります。特に非常勤職員については、勤務態度、勤務状況を勘案しながら最長3年まで在職できますけれども、会計年度任用職員になりますと、毎年面接、または書類選考等を実施して、その都度判断し任用をすることとなります。会計年度任用職員の考え方については、非常勤の職員であってフルタイム、パートタイムなどの職員で今の雇用形態とは全く違い、新たなものになります。任期は毎年3月末をもって終えるため、毎年面接を行い、その都度採用という形になり、在職中の方が再度面接試験を受け、再度の任用をされることもありますが、新たな職に改めて任用された者と整理をされます。今の我が村の非常勤職員等については、勤務態度、勤務状況を勘案しながら、最長3年まで在籍をするということにしておりますけれども、会計年度職員は単年度ごとだということになりますので、そこと違ってくるということですが、今、我が村で取り入れてますこの最長3年在籍というもの、これは制度的には十分でないというところがありますので、よその事例を見ながらやっておるとこのようにありますので、会計年度任用職員という制度ができるということについては、そのものを使用していく必要があるというふうに考えております。

この会計年度任用職員は、一定の基準を満たされるということになりますので、新たに期末手当、退職手当も支給の対象になるということですので、従来の非常勤、臨時職員については鳥取県市町村共済組合の対象ではございませんで、労働保険のほうで面倒見てもらったわけですが、それでいきますと、市町村共済組合での保険加入にもなるし、ここの期末手当、退職手当の支給対象にもなるのではないかということで、総務課長、ええだあか、共済のな、共済のほうで面倒見てもらおうということになりますので、言ってみれば会計年度の任用職員は1年間という雇用ですけれども、待遇面では公務員扱いになるということであるというふうに思っています。詳細については、今後検討する中で決定をしていきますけれども、その結果、条例等の新設もしくは一部改正も必要になるのではないかというふうに思います。現在任用中の臨時非常勤職員への周知は、現在、給料、報酬、各種手当、勤務時間等について検討中でございますので、おおむね整った段階で関係職員に対して説明会を開催して、平成32年度からの処遇についてしっかり確認していただいた上で、31年度の採用面接に臨んでいただくという予定にしておるところであります。

条例制定の時期であります、職員募集の関係もありますし、31年度9月の定例議会、来年度9月ということでございますので、ここで最終的な条件を、ここの議会に提案をするということになろうかと思っておりますので、そのようなことで準備を進めてまいりますので御理解をいただきますようお願いをして、以上で、三島議員の一般質問に対するお答えとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） これより再質問を行います。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 再質問させていただきます。

広域連合の集計を見たりして、先ほども答弁をいただきましたけれども、私も集計をちょっと見まして、地域ケア会議の開催ですけれども、27年度は40回で検討事例が77件、28年度は43回開催で検討事例が79件、そして、29年度は25回開かれて検討事例は49件というまとめがされております。この中の各町村別の状況は示されておられませんのでわかりませんが、29年度検討事例が30件も減少しておりますし、地域ケア会議も18回に減っております。介護保険を受けられる方が少なくなって、健康な方がふえていくということで考えれば、それは大変いいことであるかもしれませんが、そうではなくて要支援とかいろいろ改定がありましたけれども、そういう関係から受けることを渋ったということもあるかもしれません。この点で、日吉津村はどういう状況だったのかなということをお聞かせください。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

確かにおっしゃるとおりの数字が上がっておりまして、これは3つの団体の集計結果になっております。日吉津村は当初から月1回という開催ペースでしておりまして、これについては平成29年度についても変わらずやっておりますので、ちょっとよその状況がわかりませんが、日吉津村はそんなに減ってるということではないというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） じゃあ、開かれる検討事例によってですけども、以前とこのごろといいますか、経過してきた中で検討していく事例が変わってますか、どういうふうな内容が多いかということはお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 基本的には、要支援の方の事例を扱うというのが基本になっておりますけれども、やはり最近ですとケアマネジメント支援ということで、少し困難事例という言い方はどうかと思いますけど、そういったもうちょっと要介護の状態の方の事例を扱うということもふやしてきております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 聞きますと、要支援の方の事例がほとんどということですけども、そういう事例の中でというか、地域で見守りということがされておりますね。それをしているのに、地域ケア会議で出た地域への課題の中で、そういうことが見えてくるのかなということを含めてちょっと私は聞いたんですけども、そういうことは地域で見守ってあげるというような課題なんていうことはなかったということなんですか、どうなんですか、そこら辺について伺いますけど。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

その課題ということで、先ほど村長が答弁の中で申し上げましたけれども、介護保険サービス以外にやっぱり地域の通う場が少ないねというようなことが浮き彫りになってきております。ですから、例えばデイサービスに行くような、それはサービスのうちですけども、介護サービスですけども、そのデイサービスへ行くような地域での通いの場が少ないというところが、現状としてわかってきたというところで考えております。それは今もあるところはあります、縁側でありますとか、ひだまりさんであるとか、していただいているところはあるんですけども、やはりまだ

そこが不足しているなというところの現状分析であります。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） じゃあ29年の、昨年度からですけれども、生活支援コーディネーターを配置されました。その活動をサポートする生活支援介護予防サービスの提供業者等との参画のもとで共同体を設置したということがあります。先ほどの村長の答弁の中にも、この共同体でニーズ調査などやっているということがありましたけれども、この共同体という組織はどういう組織なんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

共同体ではなくて、協議体という名称で……。

○議員（5番 三島 尋子君） 協議体。申しわけありません、協議体です。協議体。

○福祉保健課長（小原 義人君） それで、これは先ほどおっしゃいました生活支援コーディネーターの活動をサポートして、地域ニーズの把握、それから企画、立案、方針決定を行う場というところで活動しております。それで構成員としましては、生活支援コーディネーター、それから役場の福祉保健課、それから地域包括支援センター職員、それから村社会福祉協議会、それから民生児童委員協議会の代表の方、それから今年度からですけれども、村内の介護サービス事業所の方にも入っていただいて検討をしております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） そうしますと、この協議体でいろいろ地域のことを検討をされて、対象の方にどういう支援をしていくかということがわかっていくということなんじゃないかな。いろいろ資料を見たりしますと、専門家といいますか、そういう方がいろんな会合では話をされていますけれども、支援をしていくという側は素人ですね、28年からでしたかね、日吉津村もサポーターというのをたくさん要請されたということですから、そういう人たちがかわっていけるところというのは、どういうところなんでしょうか。ただ、講演会を聞いたのでサポーターですということを言われても、なかなかふだんに地域の中で活動していくというのは難しいとか、できにくいことと思っています。そういうことについてサポーターになられた人たちがいいですか、そういう人たちに対して、あとどういう手助けとか、その人たちに対する支援がされているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

生活支援コーディネーター、そして協議体で、今地域課題を拾い上げしております。そして課題ではなくて、逆に地域にどんな資源があるかというようなのも拾い上げをする、じゃあ課題に向けて、その地域資源を使ってどのようにマッチングしていけばいいサポートができるかということを考えていく上で、そこの今おっしゃったサポーターの皆さんに、そのつながりになってもらう、それから実際の担い手になってもらうというようなことをお願いできたらなというふうに思っていますので、今その方へのフォローということはちょっとまだ具体的にはわかりませんが、そういったシステムをつくるために、そこに加わっていただくというようなことになるのではないかなというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 地域で見守りということになると、それこそ村長もいつもっていうとあれですけども、みんなで見えていくんだということをおっしゃいます。それはそうと思えますけれども、何もない資格もない者が支援をするということとはとても、例えば認知症の人に対して、ああ、ちょっと違うんじゃないかなっていうことを思っても、どういうふうに話をしているか、どういうふうに動いていいかわからないというのがほとんどだと思えますね。そういうことを包括支援センターの人とか役場の担当者の人へ、こういうあれを感じただけでもということをつなげていく、私はそういうふうな初めは役目でいいかなということも思っていますね。そのときに、そのサポーターの人の、4人でも5人でもいいですけども、出席をしてもらってこういうときはこういうあれがありましたとか、こういうことで対応をされたらいいと思いますとか、やっぱり実態にあったようなそういうことを手助けをしていかないと、地域で見守りというのは進んでいかないのかなということも思っています。育成はしていただいて大変いいことだとは思いますが、聞くだけではなかなか身にはならないということを感じております。

キャラバン・メイトも全体で175人ということがありますが、それからサポーターも何千人とかということが、数字では載せられておりますが、その人が点でしかないということはなかなかうまく動かないんじゃないかなということを感じています。キャラバン・メイトもそのサポーターを養成していくときの講師というか、何かそういうことをするんだということが書いてありますけれども、年に1回、2回の講演とか、そういうことは聞きに行きますけれども、それだけではなりません。一つ思いますのは、包括支援センターとか役場とか、いろいろなところで介護者に向けたとか、一般に向けた講演会とかいろんなことを開催されますけど、そのときにちょっとここ手伝ってもらえませんかとか、そういうことから私はなれていくことではないかなと思っています。それをよその町村に聞いてみますと、そういうことからやっていますということでしたの

で、ぜひ日吉津村もそういうふうなやり方をしてはどうでしょうかということ思うんですけども、どうなんですか、個人情報で出せないということをお考えかもしれませんが、それとちょっと違うのではないかと考えていますので、その点考えていただきたいというふうに思いますが、どうでしょう。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） まさしくできるところからやってもらうということは非常にいいことだと思いますので、我々、例えば専門職だけではなくて、そこに一緒に入ってもらってやってもらうというやり方をぜひこれからもしていきたいと思っております。

それで、協議体で今検討してるということを言いましたけれども、協議体の場だけで検討しては、ここは広がりがありませんので、今考えておりますのは、秋ぐらいに村民フォーラムというような形で、広く村民の方に集まっていただいて、そういった地域課題は何なのかとか、地域資源どんなことがあるんだろうかというようなことを、意見をどんどん出していただく場を設けたいというふうに思っております。そういったときにも、サポーターの皆さんにも来ていただいたり、一緒にお手伝いしていただければいいかなというふうなことを感じましたので、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 健康で暮らしたいと思うことは、誰もが思うことだと思います。

村では介護予防とか、先ほど来ずっと出てますけれども、健康寿命延伸の事業だとか、他町に比べると大変多くの費用を投入して実施をされております。高齢者の意識はそれもありますし、大変日吉津村は高いかなということは感じております。

しかし、私も含めてですけども、いつ自分が望まない事態が訪れるとも限りません。介護予防、健康寿命、認知症予防事業と聞きますと、対象者は高齢者というふうに捉えがちではないでしょうか。認知症の講演会やサポーター養成講座などの開催に当たりまして、一つ自分なりに考えたことがありまして、必ずこういうふうに行くとは思いませんけれども、年代別とか、男女別とか、スポーツグループを一緒にするとか、公民館サークルを合同、そして、一番私は大切かなと思うのは自治会役員、民生委員、福祉推進員さんの合同の開催ですね。一般に呼びかけるだけではなくて、そういうところを絞って呼びかけてきて参加していただくということは、私は大変いいのではないかなというふうに思っておりますけれども、開催の回数がふえると、多忙になるとかということはあると思いますが、これは全部全部1年でしなければならないということではありませぬので、何かちょっと考えていただくといいかなというふうに思っております。その点いか

がでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の御質問にお答えします。

確かに広く村民と呼びかけをしても、なかなか限られた時間の中での的が絞れないということがあると思いますので、そこはやはり同じ課題を持った皆さん、同じ活動をしてる皆さんが集まって話していただいたほうが、より深いお話ができるというようなメリットもあると思いますので、またそういった会の持ち方も考えてみたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 一昨日ですけれども、日曜日、10日の日本海新聞、皆様もごらんになられたと思いますけれども、2025年、長寿というのが、長が「超える」という字ですね、超寿社会介護保険はどこへってという囲みの欄がありまして、大きい欄ですけれども、そこが何回かにわたってずっと継続で掲載をされておりますが、その日曜日の欄に識者インタビューというところに、ちょっと紹介させていただきましても、高齢者社会をよくする女性の会の理事長、皆さんも御存じと思いますが、樋口恵子さんが話しておられます。その記事が載っておりました。一番の問題は、いまだに高齢者と家族が同居ということを前提にしていること、未婚化や少子化により家族が近くにいない人がどんどんふえている。その前提で制度を再構築すべき。軽度者こそ社会参加を通じた介護予防が大事です。幼少期と高齢期は誰でもケアが必要になります。特にということを書いてありましたけれども、特に男性はケアということを意識せずに育つ、学校教育に取り込み、政治家を含め、人々の意識にケアの重要性を根づかせないと、根本的な解決にはならないと思うと語られております。これに似たようなことですけれども、先般のかやき学級におきまして、石村長さんが講話をしておられます。地域でみとるということでは、我が事、人ごと、丸ごと社会、それと家族がみとらない覚悟をしておく時代だということをおっしゃっております。そうだと思いますが、それに向けてですけれども、地域で支えるということは私もよく思いますけれども、でも言うはやすく行うはかたしということだなって感じます。

行政は専門知識を持った人の集まりです。その知識を大いに発揮して地域に働きかけてほしいと思っています。その働きかけというのが地域包括支援センターの動きではないかなって私は思っておりますけれども、村内移動のまちの保健室ではありませんが、話を聞いておりまして、まちの保健室の中にも入れて話はさせていただいておるようですが、包括という支援センターということが皆さんにはまだ入ってないというか、わかりにくいということを感じますので、そういう村内移動地域包括支援センターというような開催はできないものでしょうか。そのことについて

お伺いします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） これからの高齢社会をどんなふうを支えるという言い方ではなしに、どんなふう構築をしていくかということだと思っています。その中で、今、三島議員からさまざまな取り組みの選択肢があるのではないかと、さまざまな人がかかわって、さまざまな制度を使って、その選択肢があるのではないかという言い方でございますので、まさしくそのとおりだと思っています。できることは何でも考えてやってみる必要があるかなというふうに考えております。

それは、先ほどかがやき学級の事例を言っていたいただきましたけれども、本当に家族がみとる時代ではないと、それからこのごろの求人情報を見ますと、さらに都市の一極集中が進んでいます。例えば鳥取県内の金融機関で10年経験を蓄積された社員さんが都市部にヘッドではないですね、雇用を求めてそちらに行かれるというような状況が出てますので、それに若い人が定着しにくいところになりつつありますので、そういう意味では改めてやっぱりオール年代、オールエイジでの地域づくりということも大切ですし、その専門職がいかに情報提供をして村民の皆さんに役割分担をしていただく、それは健常者も多少生活に課題を抱えられ始めた方も含めて、その地域の中で役割を果たしていただくということかと思っています。それは、やっぱり高齢になられた方の経験をどんなふう生かしていくのかなということも一つの大きな役割があるのではないかと、周りが高齢化した社会の、うち以上に高齢化が進んだところの取り組みを見てますと、高齢になられた方の知識や経験や技能をお使いになっておるといような状況もありますので、それが介護保険サービス以外に、地域の通い場がないというようにところに集約されておるのかなというふうに考えるところでもありますので、さまざまなことを御意見をいただいたことをやっていくということには、何ら抑制したり抵抗したりするものではありませんので、進めていくべきだということでもありますので、今ありました移動包括支援センターについてもそれらの一つの取り組みの、今いろいろ御意見いただいたことの一つだというふうに受けとめたところでもありますので、それも一つの選択肢かなということでお答えとさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） お答えいただきました。先ほど村長のほうからありました、高齢になられた人はそれなりの本当経験をしてきて、技術なりなんなりをたくさん持っています。みんなが行く道ですので、それを高齢者が言うこと、年寄りが言うことではなく、ああ、そうなんだなということも、私も含めてですが、今思い起こすこともたくさんありますので、やっぱり大

事なんだなということを思います。気がついたときに、それを話せる場とかそういうことに携われるところ、出番をつくっていくとまだよくなるのかなということを思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次、2問目の質問に入らせていただきます。臨時的とか非常勤職員さんの任用、ちょっと勉強してみますと、何かあっちこっちといいますか、変わるというか、そういうのがあって、わからないなということを見てきました。人事院を置かない地方公共団体、日吉津村もですけども、臨時的任用の場合に地公法の22条、3条に地方公共団体の規則で定めるとか、そういうこともありますし、先ほどの答弁の中で今後検討していき、来年の9月議会に提案を考えてますという答弁はいただきましたが、臨時的任用の人は常時勤務を要する職に欠員を生じた場合と、それと緊急のとき、また臨時の職に関するときに六月を超えない期間で採用するというようなことが書かれています。再度更新するというのは、今も一緒ですけども、六月が更新ができるということが書かれておりました。その臨時的任用の人はフルタイムで任用をしないといけないということで、パートタイムの任用は認められないということがありまして、ふっと浮かびましたのは、保育所とか児童館とかの非常勤の職員の方、全部ではないかもしれませんが、臨時の方、パート職員の方、そういう方に対しての対応はどうなるのかなということを思いました。この点はどうなんでしょうか。どうお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の御質問にお答えします。

この会計年度職員が32年4月1日から施行された場合に、今まで言っていた非常勤職員と臨時職員とありますけども、今まで言ってる臨時職員というのが、先ほど言われたように形態が変わって、まず臨時的職員は常勤職員となりまして、フルタイムで、要は一般の常勤職員にあきができるときとか、緊急の場合とか、特別な場合ということになりますので、今までの臨時職員、パート職員も含めて、それは会計年度職員のほうに移行するような形になります。会計年度職員の中には、これは非常勤の職員ですけども、フルタイムとパートタイムというのがありまして、臨時的職員のパートの人は、普通でいけばそちらの、パートタイムの会計年度職員に移行していくという形になっていくというぐあいに考えております。

全体の非常勤、それから臨時職員をどういう形で割り振りをしていくか、非常勤についても、現在37時間45分で、常勤職員より1時間少ないですので、一応フルタイムではなくて、今パートタイムという形に、移行すればですね、パートタイムになりますけども、その辺でフルタイムに移行するのかどうかということも今後検討していくということでもありますので、御理解い

ただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） その非常勤の場合ですけれども、会計年度職員ということになって、3月31日までということになりますけれども、これの採用の仕方が、一月から成るんですかね。何かそういうふうに、臨時の人は六月というのがありましたけれども、非常勤職員の人は1カ月と書いてあったように思います。

切りかえに当たってですけれども、採用の試験とかというようなことがあるようですけれども、余り短く切らないようにしてくれということがありましたね。でも、やっぱり年度では切りかえをしていかないといけないということがあると、今よりは煩雑、煩雑なんていう言い方は悪いと思いますけれども、いろいろ働く人に対してもですし、雇う側も面倒な仕組みになるのかなということを感じます。ですが、現在働いていただいている方に不利にならないような検討をしてほしいということがあります。普通の会社ですと、臨時ですと勤めてますと、勤務状況によっては正社員に移行させていただくということがあります。公務員の場合、年齢が切っておりますので、そういうことができません。でも、この非常勤という職員については、その切りかえさえすればずっと勤めれるのかどうなのかということをおもうんですけれども、それと、先ほどありました期末手当とか報酬がいろんなことで加わってくるとかどうとかということがありますね。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の御質問にお答えします。

今のこの会計年度職員について、各町村もまだ細かいところまでがなかなかわかりづらいところがあって、県の説明会も1回あっただけです。現在総務課長会を中心に法制担当と、それから給与担当と協力をして、共通でできるところは共通するということで、今打合会を始めたところにして、できるだけ今ある方の不利益にならないようにということは共通理解でしておりますので、その辺は今後そういう形で進めていきたいなとは思っております。

それから、先ほどの1カ月の分は、1カ月見てきちっと採用できるか、条件つき採用という言い方になってますので、それは特例でそういう形があるということです。それから、長年ということということですが、これが1年、1年ですので、ただ、その1年勤められた方を、1年間仕事された中を評価して、また、じゃあ次の年ということもありますので、何年というよりはそういうやり方で1年、1年採用していくというのが会計年度職員になりますので、その辺は今後長くなっていくのか、1年ごとでかわるのか、その辺はその辺の評価といえますか、そういった

ことも考えながらやっていくことになるのではないかと考えています。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 現在勤めていただいている方の不利といたしますか、そういうふうな状況にはならないように、今後検討していただいている方向に向けて、積み立てていただきたいと思いますというふうに思います。よろしくお願いします。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で三島議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここで昼休憩に入ります。再開は午後1時からといたします。議場に御参集ください。御苦労さまでした。

午前11時45分休憩

午後 1時00分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

お昼からの一般質問、3番、松本二三子議員の一般質問を許します。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 3番、松本です。今回は2点について質問させていただきます。

まず1点目は、激減したふるさと納税対策はということで、ふるさと納税について減少した理由、今後についてお聞きします。自分のふるさとや応援したい自治体に寄附できるのがふるさと納税です。鳥取県全体では過去最高の受け入れ状況ということですが、日吉津村では、前年の半分程度と激減しているようです。そこで、①として、どういう理由が考えられるのか。②として、PRなど今後考えられる対応はどうか。③として、開山1300年を機に大山どりや大山ハム、大山Gビールなどを大山ブランドとして、米子、境港を初め、県西部の全9市町村と連携し、ふるさと納税返礼品にという新聞記事が、5月26日に出ていました。これはどうかお聞きします。

2点目として、日吉津村の男女共同参画への推進はどうかお聞きします。日吉津村男女共同参画推進条例は、平成20年3月25日に施行され、10年が経過しました。その間の取り組み、成果はどうかお聞きします。また、10年のうちに日吉津村だけではなく、社会的にも変化が大きいと思います。今後男女共同参画を推進するに当たり、重要となることは何と考えられるのかお聞きします。必要があれば再質問させていただきます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 松本議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、激減したふるさと納税対策はということでもありますけれども、その激減の理由はどんなことが考えられるのかということでもあります。ふるさと納税におきましては、平成28年度までは寄附額に合わせて3割から5割の記念品を返礼をしておりました。その返礼の中では、返礼割合が5割であった冬季限定の松葉ガニの人气が高く、それに依存している状況がございました。平成29年4月に返礼品の割合を3割以下とするよう総務省が通達されたところであります。それに基づき、松葉ガニなどの返礼品の変更を余儀なくされたところであります。寄附額ベースで平成28年度が約3,800万円、平成29年度が約2,000万円で、1,800万円の減額となったところであります。特に松葉ガニの平成29年度実績が前年度比27%に落ち込み、寄附金額にして約900万円のマイナスで、その影響が大きかったと考えられます。

また、本村はふるさとチョイスを利用をしておりますけれども、ふるさと納税市場規模が年々拡大し、ふるさと納税サイトも充実してきております。複数のサイトに寄附者が分散し、寄附件数が減少したことも影響していると考えられます。あわせて平成28年に熊本地震や鳥取県中部地震など、地震の影響の可能性もあるのではないかと考えております。ふるさと納税が被災地のほうに回ったというふうに考えております。

そこで、PRなど今後考えられる対応はということでもありますけれども、今年度ふるさと納税パンフレットを改めて作成する予定としております。現在、ふるさとチョイスを利用しておりますけれども、ふるさと納税サイトをふやすことも検討しております。

次に、大山ブランドをふるさと納税返礼品にという記事が出ておったわけでもありますけれども、今年度大山開山1300年祭を機に、大山ゆかりの食品を全国に発信する大山ブランド会と西部9市町村が連携し、共通の地場産品をふるさと納税の共通の返礼品とするもので、広域でメニューを提供することで、大山圏域の知名度、寄附額の引き上げを狙うものであります。そういう意味では、寄附額がふえる可能性があると考えております。

次に、2番目の村の男女共同参画への推進はということでもあります。日吉津村の男女共同参画推進条例が施行されて10年、その間の取り組み、成果はということもございますが、男女共同参画推進条例、平成20年の3月25日施行ということ、10年たったわけでもありますけれども、平成29年度における男女共同参画推進状況ということ、その成果ということになるかと思っております。町村議会議員の女性比率が県内トップの40%ということ、御案内のとおりであります。県平均の13.3%、全国平均の9.8%から見ても高い割合であるというふうにあります。男女共同参画推進の中で、女性の委員の割合ということでは全国の中では上位の8番目に

ありますので、その中で県内トップは男女共同参画の意識の高さのあらわれでもあるかなということ考えております。各種委員会委員でありますけども、県内6位の21.7%であります。審議会の委員においては、県内7位の32.4%となっており、鳥取県は全国でトップの31.6%の割合ですので、本村は県内でも常に上位にあるというふうなことに繋がってまいるといふふうに思っています。

そして、10年間の取り組みとしましては、意識調査の実施や防災、子育てなど、さまざまな視点から見た男女共同参画をテーマとする講演会を開催し、男女共同参画に対する意識啓発を行ってきたところであります。10年間の村の社会的変化は大きいわけでありまして、男女共同参画をこれから推進するに当たって、重要となることは何かということをございますけれども、社会的変化としましては、女性活躍推進法の施行や育児・介護休業法の改正などによりまして、この10年間で女性が活躍できる環境や子育てに関する仕組みの改善が行われてきたところをございます。男女共同参画やワーク・ライフ・バランスという意識が広がってきております。特に若い世代では、男女がともに子育てをする意識が高まってきており、男性も子育てにかかわることが多くなってきたのではないかといふふうに受けとめております。また、近年は特に防災の観点から男女共同参画が重要になってきており、災害時に避難所等の運営に女性が少ないために、乳幼児、女性用などの物資を要望しにくいなどの問題が言われていますので、防災会議や自主防災組織に女性が参画しやすくなるなど、関連する各組織との連携した取り組みが必要と考えておるところであります。

女性の活躍を求める社会的な動きの中で、仕事と家庭の両立をするためには、女性には時間がないという問題点が浮き上がってきております。これについては、今後も各家庭や地域での取り組みのための支援と啓発を継続的に行ってまいり所存であります。

以上で、松本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（山路 有君） これより再質問を行います。

松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） それでは、再質問をさせていただきます。

ふるさと納税のほうですけれども、私も調べたところ、やっぱり総務省が高額化してくる返礼品の見直しの影響というのは、県の中でも11市町村が前年度実績から減らしているのは出ておりましたけれども、やっぱりふるさと納税が最高だというのが日本海新聞に、鳥取県全体のことなんです、これは。鳥取県全部で見るとすごく上がっているけれど、やっぱり11市町村、

これは返礼品に頼ってたらいけないですけども、それのみでやってきたのかなというのは思います。あと1.6倍に上がった境港なんていうのは、これはもうカニのところのやつが、返礼品が見直される前の駆け込み需要に加えて、納税サイトにやっぱりPRがすごく軌道に乗ったのではないかなというのが出ていました。

先ほど言っておられたようにサイトというのがすごく使われていると思って、ふるさとチョイスという、日吉津のホームページからふるさと納税を通して、サイトですけども、行くとふるさとチョイスに行くんですね。ふるさとチョイスの中に入るとすごくわかりやすく書いてある、リップちゃんが出てきて、すごくわかりやすいんですけども、今回見たところ、それでその中から日吉津村の最新情報とかというのにも出てくるんですね。それがことしの4月26日から季節のミックスドライフルーツとかという返礼品、これも返礼品ではなくて日吉津村はお礼の品ということで出しておられました。これが出てたんですけども、これは大体フルーツとかは調べたら、ハタノとって、多分米子のフルーツをすごくしておられる方のものだと思うんですけども、この季節のミックスドライフルーツというのは、これは日吉津のものでしょうか。お聞きします。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員の御質問にお答えします。

いろいろな返礼品を用意してるんですけど、なかなか地場産品というのがなくて、フルーツ等についても村外ということもありますので、この辺が少し課題ではあると思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 多分日吉津ではないなと思って質問して済みません、なんですけども、なぜかって言いますと、実際問題うちの子供も県外に出ておりますので、働き出して何年かしてるので、そろそろふるさと納税どうでしょうと聞いてみますと、やっぱりネットで調べるようなんですけども、する気はあるけれど、でも一番いいのは返礼品なしというチョイスがありますので、そこにしてくれるといいんですけども、できれば何か欲しいということで見ると、何をもらっていいのかわからないという、ぱっと見たのが日南町のお米だという、例年どおりですけども、そこからいろいろ野菜とかもあったんですけども、やっぱりぱっと見て、出ていったというか、県外にいる子供たち、若者たちが、じゃあ何かふるさとにお礼をしたいと思ったときに、ぱっと見て、一番にこれというようなものが、目玉商品といたらいけないですね、目玉のものがあつたらすごく違うんじゃないかなと思って、多分そういうことでこういう季節のフルーツ、

ドライフルーツですので、頼みやすいのかなとかと思って見てたんですけども、そういうのもあると思ったんですが、ちょっと私、きょうパンフレットを持ってくるのを忘れてしまったので、しゃべりにくくなってしまったんですけども、なので、そういうところをまたお願いしたいなと思います。

その中から、今度はふるさと納税のパンフレットというのも出てくるんですけども、これはチョイスと別なんですけども、こちらはお礼の品というのは1万円以上の寄附の場合と書いてあるんですね。けれども、ふるさとチョイスの季節のミックスドライフルーツ、2袋セットというのは7,000円という値段がついて、これ値段なのかよくわからないんですけども、何かパンフレットのほうには幾ら寄附をしてもらった方には、こういうのがありますよという書き方だったんですけども、今回はこのお礼の品が、下に値段が書いてあるんです。2万円とか2万5,000円、3万5,000円とか、その書き方の違いがちょっとすごいわかりにくいんですけども、その辺はどういう違いがあって、7,000円という額が出た、1万2,000円というのもあったんですけども、その辺をちょっと教えてください。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 失礼します。総務省の通知が来る前は、1万から2万でこういう品物、2万から3万でこういう品物という書き方をしてたんですけど、この通知後には7,000円からということで、先ほどのドライフルーツがありますし、1万円からということで、いろいろな品物が、ちょっと書き方を変えました。それは全体的に30パーにしないといけないということもあったので、できるだけその基準となるものを、1万なら1万で3,000円程度というようなところをするために、その辺を少し変えたということで、現在は全ての物が大体3割にしておりますので、今までは3割から5割ぐらいあったものを全て3割にしたということで、その辺も影響があったのかもしれませんが。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） なるほど。3割に合わせてしてるという、わかりやすいといったらわかりやすいかもしれませんが、どうもわかりました。

あと、今度はふるさと納税していただいたときのほうなんですけども、先ほどサイトをふやすと、村長おっしゃったんですが、そのサイトというのは別でつくるという意味ですか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） サイトがいろいろありまして、例えば今うちが使ってるふるさとチョイスというのがありますし、楽天だったり、ふるなびとか、さとふるとか、ANAとかいろいろ

ろありまして、例えば米子とか境港は、ふるさとチョイスのほかにさとふるを使ってるとかありまして、特に米子と境はホームページから即そのホームへ入れる、要はふるさと納税サイトというものの自体を市が持ってますので、入り方はいろいろあると、ホームページからでもいいし、ふるさとチョイスからでもいいし、さとふるからでもいいしということで、その辺で手数料がかかるんで、寄附額の何%かということで、その辺も検討しながらサイトもふやしていかないといけないかなということで検討してるということです。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） いろいろアイデアを出されて、やっぱりこのふるさと納税というものはいろんな使い方もできますし、村にとっても大きな金額になってくるのではないかなと思うんですけども、使い方のほうなんです、これは選べる使い道というのが、日吉津村の全てのお礼の品の次に出てくるんですけども、これが環境保全のための事業、地域福祉の向上のための事業、教育振興のための事業、その他村長が必要と認める事業というのが出てきています。すごく丁寧に調べると全部出てくるんですけども、何に幾ら使ったとかというのが出てくるんですが、私はホームページとかを見るからわかるんですが、これが普通にパソコンもしないような方というのがよくおられて、私が言ってることはほぼわからないという方もおられるんですけども、そういう方もいるんですけども、なので聞くんですけど、この今の中で最近というか、ずっとふるさと納税をして基金をためてきて、それで保育所とかにも使っておられると思うんですけども、今までで一番大きいというか、たくさん使っておられるというか、頻繁に使っておられる、そういうものは何でしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） ちょっと細かいところは覚えておりませんが、大体300万から400万ぐらいを教育であったり、福祉であったり、いろいろ割り振ってはいるんですけど、特に多かったのが図書とか子育ての関係、それから教育の関係、図書が多かったようには思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 確かに保育所の遊具と図書が多かったと思うんですが、ぱっと目についたのが水銀灯からLED、あれもふるさと納税を使われてますか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） LEDも財源として充てたと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 割と結構長かったかなとは思いますが、やっぱりそうやってきますと地域性でLED化が早くうちにもしてほしいというような、地域性格差とは言いませんけども、まあ上2なんかは余りにも多いんじゃないかとかって言われてますけれども、あれは水銀からLEDに移すやつですので、多分順番で1回はぐるっと回ったとかって、この間も言っておられましたけれども、ふるさと納税の分を使うとかなると、やっぱりそういう次々にしてあげてほしいなど、これは要望です。お願いしたいと思います。

それで、この次が、あと先ほどの大山の分をちょっと聞いてみますけれども、いいことだとは思いますが。今、大山Gビールはもうたしか返礼品に入ってたと思うんですけども、これは今まで大山Gビールは普通に入ってたんですけども、これをラベルを1300年とかの分にするのかとか、特別なバージョンなのかなんていうお話は出てますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） その細かいところまではちょっとわからないんですけど、もともと大山開山1300年祭に合わせてということで、大山ブランド会というのが立ち上げられて、要は西部町村とコラボしてということで、その流れとしては寄附者がポータルサイトへ入って、西部9市町村が2つか3つの品を提供して、共通の品物として、高島屋を通して寄附者についていく流れになっていくということで、高島屋も一緒になってということで、そういう流れですので、各町村が二、三品を提供するというので、今その募集をされてると思います。例えばうちだと松葉ガニを出すとか、例えばそういう村としてどれを出すかというようなところですので、Gビールが出るかどうかちょっと私もわかりませんが、そういう形で提供して、合わせて20品ぐらいということになっております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） なるほど。私は大山という名がつくものを出すのかと思っていたので、松葉ガニとかもそうなんです。やっぱりカニが一番なのはわかるんですけども、ちょこちょこ見る限り、松葉ガニが割と早く終わってしまうような雰囲気があるんですけども、そういうところの代替品とか、松葉ガニの次みたいなものは考えたことはないでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 先ほども金額によっていろいろな品物を用意しておりまして、松葉ガニもあるんですけど、やっぱり時期時期のものがありまして、フルーツなんかも時期のものがありますし、その代替ということはありませんけど、そのときそのときにあったもので、ですから、例えば今申し込まれて、今の時期ではなくて、例えば秋に出すものは待っていただいてそ

のときにお渡しするというような形になっております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 早口ですっとしたんですけども、割とふるさと納税については質問をさせていただいているんですが、毎回毎回同じように、一番最初に言ったように、このふるさと納税というものが何のためのものなのかなという、大体わからなくなってくるんですけども、我がふるさとへの応援がしたいとか、外から見て日吉津村頑張っただけという気持ちで出すはずのもの、これ毎回言ってるんですけども、本当に本来のふるさと納税というものの、大体理念がもう変わるんじゃないかと、もう失われつつあるんじゃないかなと、ネットを調べても全部返礼品の話しか出てこないというのがあるので、実際ふるさとに納税しているんだらうから、ふるさと納税なんだとは思んですけども、ただ、もうここまで来てしまうとどうしよう、仕方がないんじゃないかなとだんだん気にもなってきましたけれども、全く知らない人たちでもやっぱりその返礼品なり、日吉津村というのに対してお金を出していただくということはすごいことだと思いますので、続けて頑張っただけだと思います。というのが、倉吉が結構金額がぐんと上がってたんです。やっぱりこれは地震の応援をしたいという気持ちがあったと思うので、そういう温かい気持ちもたくさん残ってるんだらうと思うので、これからはいろいろ知恵を絞りながら頑張っただけだと思います。よろしくお願いします。

それと、続きまして、男女共同参画のほうですけども、これちょうど見ていましたら、本当に10年たつんだなと思ったんですけども、私、一番最初キャッチフレーズをつくるところに参加してたんですね。パブコメをさせてもらって、たしか五、六人だったと思うんですけど、すごい覚えているんですけども、男女共同参画の意味すらよくわからなかったんですけども、これは女性差別をやめさせるものだらうなんていうことを、雰囲気的なものもあったんですけども、今はそういう感じは全く思ってもないんですけども、やっぱり男女共同参画というのが、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会ですって、すごいことが書いてあるんです。これは男女共同参画社会基本法第2条にうたってあるんですけども、だんだんこういうことをすると男女共同参画というのが難しく考えてくるんですけども、実際問題よく聞くのが、やっぱり変な話が、10のうち4人いるということで、うちはすごくすばらしい議会だみたいに言われるのは確かで、本当にすごいことだとは思んですけども、じゃあ何かの会の役員さんとかが半々、男女半々いるのは、これはいいことだと思んですけども、ただ、その数が、じゃあ10人のうちに9人女性だったら

もっとすごいのかなんていうことになってしまう、話がまた別になってきますので、何が言いたいかといいますと、大体変な話、10のうち5・5がなぜいいのかというと、これは男性しかわからないこと、女性にしかわからないことというのが確実にあるので、男性、女性差別はしませんが、区別というものはあると思うんです。なので、先ほど言われたように防災のときなんかは、本当に女性ならでは意見というのが必ず出てくると思うので、なるべく頑張ってください、女性の審議会などに入ってくださいように、審議会じゃないな、そういう役のところですね、にしたいと思うんですけども、そういう先ほどいい数だと言っておられたんですけど、何か決めるときとかに、夜出てこれないとかという事情もすごくあるんですけども、最近の女性の参画というか、そういうのは、状況は日吉津村としてはどうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、今も言っておられたんですけども、議員さんの中に女性の議員さんが占められる割合について、もう一度述べさせてもらえば、日吉津村ですと10名の議員さんのうちの4名が女性の議員さんということで断トツでございます、占められる割合断トツです。次の北栄町さんにつきましては、15人中3人の女性議員さんがおられるということで、北栄町の2倍ですし、反対に鳥取市なんかですと32人中5人女性の議員さんがおられる、割合としては15.6%、米子市でも26人中4名の女性の議員さんで15.4%ということで、反対にお一人だけという自治体も多いです。それからもっと言えば、女性の議員さんのおられない自治体も市でも1つありますし、西部の町でも1町あります。やはりさっき言われたように、同じ数でなければというようなことではないのですけれど、やはりお一人よりは2人、2人よりは3人ということで多くの女性の方の意見というのは、こういった政策決定の場では出していただけるのがありがたいと思います。

次に、各種の委員会等につきましては割合ということで言いますと、さっき村長のほうからも言いましたように、県内でも上位でありますけれども、各委員さん、お願いするときにもなるべくなら女性の方にも出ていただけるようにというような配慮といいますか、そういうことはお願いをしてはおります。PTAなんかお願いをすることもございますけれど、そういう場合にできましたら女性の役員さんから1名をとというようなお願いをしておりますし、選挙管理委員会なんかの委員さんのときにもそういった名簿がつくってあるようでして、やはりそういった女性の割合といいますか、出ていただくのに女性の方にもというような形での一定の取り組みを行っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 議会のことを褒めていただいてあれなんですけど、なかなかこの場で議会のことをしゃべるのは難しいなと思うんです。委員さんのほうは本当になかなか、最近の若い人は割かし出てくださるのが多いんですが、私たちが委員とかしてたところは本当におられなくて、反対に女性というのを使われて、旦那さんが無理だからみたいなことで断られてた時代が懐かしいなと思って見るんですけども、その辺が大変だろうなと思います。頑張っていたきたいと思うんですけども。

先ほどの分の地方公共団体の責務というところが、また出てきまして、これが基本理念に基づいて、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むと、地域の特性を生かした施策の展開とかあるんですけども、この地方公共団体の責務というのに関してはどのように考えられるでしょうか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松本議員の質問にお答えいたします。

地方公共団体ということでお尋ねでございますけれど、村の責務ということでは考えさせていただきます。こういったうたっておりますように、この中では村としましては、村民とか事業者と、また国及びほかの地方公共団体と相互の連携及び協力のもとに男女共同参画の推進に努めなければならないとなっておりますので、日吉津村だけではなくて、国とかほかの地方公共団体等の取り組みとか、それから事業者にもお願いを、協力を求めていかなければいけないと思っておりますし、その中で一つ、昨年ですけれども、日吉津村といいますか、役場も1事業所と考えましたときには、こういった形で日吉津村のイクボス宣言、日吉津のファミボス宣言ということで、事業所としての取り組みを昨年の11月に管理職の間で取り組みなり、宣言をしております。広報でも御案内しておりますように、こういうことで事業所としてのまた村内の方への働きかけの一番先端になればというようなことでの取り組み等も行っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 本当にいろいろやっておられるとは知っているんですけども、男女共同参画で一番の難しいというわけではないんですけども、女性が育休をとるといのは何となく世間的に当たり前になってきているというのがあるんですけども、先日何か見たときに、教員さんです、お父さん、お母さん教員さんで、子供さんが1人目のときは、奥さんが育休をとりましたと。そのときに、じゃあ次、2人目ができたので、お父さんのほうが教員さんですけども、じゃあ今度は自分が休んでみようかなといったときに、全く何ていうんでしょう、校長先生

からほかの先輩先生から全て、そんなことは今までなかったから、鳥取県のことじゃないですよ、全国的なことなんですけれども、あり得ないということと言われて、休むなら全て仕事をしてから休めとか、そういうことでずっと、とうとう心の病になってしまわれたというような事例が出ていたんです。それぐらいやっぱり男の人がまだまだ休むなんていうことは難しい問題だというのが出ているので。わかります、イクボスとかイクメンというのはわかるんですけども、やっぱりその辺のが難しいなというのが女性目線からしているとなってくる。自分たちはいいんです、自分たちはいいんですけど、本当にその周りの方たちの今までの言われた慣行っていうやつですね。慣例っていうか慣行っていうか、そういうところがやっぱりやっていくのはまだまだ難しいなっているのがあって、最終的に言われたのが、今の校長先生あたりの50歳ぐらいの方、40、50の方が退職をされたら変わるかもねという、そういう言い方をすると、もう年代が変われば変わるんじゃないかというような言い方をされていた。テレビでやってたんですけども、NHKの。そういうことがあったので、やっぱりでも、それぐらいの次元じゃないと誰も応えられないってというような、まだまだ先の長いことじゃないかなと思ってしまいます。本当に女性が子供を育て、家事をするなんていうのは当たり前のことのように、残念ながら私たちがまだ思ってる年代なので、そういうふうに見てしまうというのがあるので、やっぱりその辺の考えを変えていかなきゃいけないなっているのがすごく最近感じるんですけども、平成25年の3月に第2次の日吉津村男女共同参画計画ができて、アンケートをされていました。これ、40何%ぐらいの回収だったと思うんですけども、行政懇談会の資料に第3次計画策定のための意識調査を実施とあったように思ったんですけども、これはどのようなやり方でされるんでしょう。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松本議員の御質問にお答えいたします。

第3次の計画のためのアンケートでございますけれども、これにつきましては既に29年度の6月に実施をしております。男女とか年齢とかが均等になるように、1,000人の方を対象にいたしましてアンケートを送らせていただきました。回収といたしましては、ちょっと数を今はっきり覚えてないんですけど、残念ながら回収率が40%を少し切っておったように思います。回収につきましても、返していただけるように返信用の封筒も後納というような形のような封筒を入れてみましたり、村内の重立った施設、ヴィレステですとか福祉センターとか保育所とか、それから医療機関にも何か所かお願いをしまして、回収用の箱を置かせていただきました。若い方ですとそういう保育所なんかのお帰りのときとか、少し年配の方でしたら医療機関行かれたときに出していただけるのではないかなというようなことで、そういう取り組みをしたんですが、残念

ながら回収率が40%を少し切っておったような状況でございました。

今、そういった傾向なり集計をしとるんですけれども、今まだ準備というか、状況というか、読み込みをしておるような状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） 多分、この第2次のときのアンケートも41%ぐらいだったと思う、回収率がたしかそんなぐらいじゃなかったかなと思ったんですけども、1,000人のうちの40%っていったら400人なので、村から考えれば割かしな数かなとちょっと思っちゃうんですけども、それは、2次のとくと3次のとくは同じ内容ですか、アンケートの問題というんですか、問い、その辺は変えられたとかありますか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） アンケートの内容につきましては、やはり参画の審議会の中で何回か寄っていただいて、新しい設問といいますか、同じものも項目として中にはありましたけれども、やはり違う内容のものを問いかけをしておりますし、それから、よその自治体の分も参考にしたような設問を1つ入れております。私が今覚えておるのは、やはり10年たってみて男女共同参画は進んだかどうかという文言、新しい設問も取り入れております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） これは男女共同参画推進審議会っていう分ですね。これの男女比はどうですか。どうなってますか。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 10名の委員さんでございまして、男女比につきましては半々で、5人、5人でございました。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） では、またアンケートが出た後のことを楽しみに待っておりますので、お願いします。

国で毎年6月23日から29日、この1週間が男女共同参画週間だということを、私もきのう初めて知ったんですけども、これ、米子市とかすごい力を入れてる、琴浦町っていうのがすごい、男女共同参画を調べるとばっと出てくるんですけども、ちょっとびっくりした。米子市とかもこのイベントとかがあるようなんですけども、これは日吉津村では、そこまではどうなんでしょう。

○議長（山路 有君） 清水住民課長。

○住民課長（清水香代子君） 松本議員の質問にお答えします。

今のところ、具体的に何かってというのは、これに特化したものでは特には考えておりませんが、やはり機会を捉えてこういうことってというのは周知というか、していかなといけんと思いますし、ちょうど月末には住民課のほうで別のイベントもありますので、そういった場面でもPRがしていければ、やはり少しでも多くの方、いろんな年代の方にわかっただけだと思いますので、取り組みとしてはそういう形で考えていきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） イベントを勧めるわけではないんです。本当にイベントとか多くなって、余りにも、日吉津村、いろんなことに力を入れてくださいますので、ただ、本当に来てる方がいつも同じようなメンバーかなと思ってしまうところがあるし、これ以上負担をふやすのはあれなので、先ほど言われたように、課なら課でいいんですけども、何かと何かを合わせてできるはずなんですね、それ、1つだけぼんとしなくても。そういうふうにやっていって、人をやっぱり集めるわけではない、人がやっぱり興味を持って来てくださらないと何もならないと思うので、その辺のことをもうちょっと考えられ、今、先ほど言われたのはすごくいいことだと思いますので、それこそヴィレステの3機能を使うみたいな感じで、ほかのこともどんどんやっていけるといいなと思います。

鳥取県での男女共同参画関連の条例があるのは100%なんですね。全てにあるんです。全国調べると、本当、10%しかないとか、この男女共同参画推進条例とか、計画はあるのかもしれない、条例がないところが本当たくさんあるので、日吉津村はやっぱりちょっと進んでいただいているんだというのはよくわかります。やっぱり何でも人を集めるのが大変でして、先ほど言われたように、本当に地域の役員も女性を出していただくというのはすごく難しい。ちょっと前までは、本当に御主人の、世帯主の名前を書いて、出てくるのは全てお母さんというような時代もあったんですけども、最近は御自分の名前を書かれるようになったんですけども、そういう感覚もやっぱりちょっと、私もここ、20年ぐらい日吉津にいますけれども、大分変わってきたなと思うんですけども、本当に、何かのときには言われるけども、役員とかになると何でも敬遠されがちで、違う理由で使われるとかっていうのがありますけれども、やっぱり人口もふえて新しい人とか考えとか思いが出てくると思うので、そこを、今までの人をお願いするんじゃなくて、やっぱりそういう新しい方たちの力を引き出すっていうのも努力していただかないといけないんじゃないかなと思います。やっぱり男女関係なくて、自分の意見とか思いがどんな場面でも自由に出していけるっていう、それを男女関係なくその意見を受け入れて、そこから検討し

ていけるっていうのが一番望ましいんじゃないかなと思います。ただ、やっぱり半数ずつがいいのか、女性ならでは、男性だからこそのような意見が出し合える、その場づくり、雰囲気づくりっていうのがやっぱり行政としてお願いしたいところです。

最後に、ちょっと早いですけども、最後でいいんですけれども、きのう質問すればよかったんですけども、うなばら荘の報告のところで、村長が女性の意見を聞いていくって言われたんですけども、これについてちょっとお聞かせ願え、今さらですけども、いいでしょうか。覚えておられる、きのう、放送見たらそう言われてたんですけど。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松本議員の御質問にお答えします。

アンケートとかっておりますので、女性の意見もその中にたくさんありますので、そういう意見も取り入れたいと思いますし、それから、又聞きとかになりますけど、直接うなばら荘に來られて、女性の意見であったり理事会や評議員さんが聞かれた女性の意見だったり、いろいろな意見があると思いますので、女性に限らず、意見があった部分について、今後生かしていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） これをなぜ言ったかといいますと、自主的な女性の会というのがあるんですけども、ここ、1人評議員で出しているはずなんです。会を開いたときに、こういうことを言いました、ああいうことを提言させていただきましたっていうことを発表していただいてるんですが、この場で、今まで女性の意見を聞いてないように言われてしまうと、ちょっと私は何か、えっと思ったんですけども、そこの辺、どうなんでしょう。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 女性の会以外にも……。

○議員（3番 松本二三子君） ありますよね。

○総務課長（高田 直人君） はい。女性の委員さん、おられます。女性の委員さんの意見もちゃんと聞いてると思っておりますので。ただ、取り入れられるかどうかはその中で協議していくものですので、意見はしっかり聞いてるというぐあいに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（3番 松本二三子君） では、今まで以上に聞いていただいて、いいものがあったら取り入れていただくということで納得しましたので。

では、これで終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、松本二三子議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、8番、井藤稔議員の一般質問を許します。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。

少し早く終わっていただきまして、ちょっと順番が早くなり、多少心の準備がまだできてない部分がありましたけども、きょうは3点質問させていただきたいと思います。

第1点が、子供安全対策見直しの必要性はどうかという質問でございます。

それから2点目が、職員の、役場の、村のちゅうことですけれども、村の職員の人事評価制度の運用はどうなってますかというのが第2点目であります。

3点目が、議会改革推進への村長の姿勢はということであります。以上3点、大きく分けて以上3点でございます。いずれも大きなテーマでございますので、今回は、申しわけなかったんですが時間を少し多目にとらせていただきました。内容的にも誤ってとられる可能性も出るおそれもあるなというふうに感じましたので、しっかりとゆっくりと、それこそ丁寧に質問させていただきたいと思いますので、答弁のほうをよろしくお願いしたいと思います。

まず、第1点目の子供安全対策見直しの必要性はという点であります。御案内のとおり、東日本大震災被害の犠牲となりました大川小学校児童をめぐる損害賠償訴訟の控訴審判決が先般出ました。それから、5月7日、新潟市内で発生しました小学校2年の女子児童被害の殺人死体遺棄事件の発生などから、子供の安全対策について再検討が必要じゃないかと思ったわけであります。あるいはなされてるということかもしれませんが、そこで、質問をさせていただく予定にいたしました。特に災害については事前防災強化の観点から、要は、余り今まで言わなかった事前防災という概念が強調されたという気でおりますので、そういう観点から検討は見直し検討が必要じゃないかということでもありますし、犯罪被害防止につきましては、登下校時や保護者不在時の安全確保について検討の必要性があるんじゃないかということで、こういう視点で質問させていただきたいと思います。

細かく言いますと、まず、4点についてお聞かせ願いたいと思います。

小学校の防災マニュアルはあるのでしょうか。また、あるとしたら、いつ作成され、その内容はどのようなものとなっているのでしょうか。

それから、2点目、これも防災の関係でございますが、控訴審判決後にマニュアル変更されたところはあるのでしょうか、どうでしょうかという点が2点目でございます。

3点目が、下校途中や帰宅時の犯罪被害の防止について、どのように子供に、生徒に指導をされてるんでしょうかということであります。

4点目が、子供の安全対策に関する今後の見直し予定は何かありますでしょうか。片や災害のほうであり、片や犯罪被害の対策ということで、少し紛らわしい質問形式になっておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目が、職員の人事評価制度の運用についてであります。私は従来から、職員の適正な評価と処遇への反映は組織にとって極めて重要であると考えておりますし、そのようにやはり一般に言われております。先般、執行部から提出を受けました、先般と申しますのは3月議会の折でしたけども、受けまして、資料をいただきまして、ざっとでありますけど見せていただきました。一つが平成26年4月付作成の人事評価制度、括弧書きで能力評価活用マニュアルという名前がついておりましたし、もう一つが、一月ずれておりました、同年、こちらのほうが5月、ですから、片や4月、片や5月ということになっておりましたけども、作成の人事評価制度（実績評価活用マニュアル）という、このマニュアル2つをいただいたところであります。それをざっと見させていただいて、次の5点について質問させていただきたいと思ひます。

1点目が、活用マニュアルを作成された狙いというのはどういうことだったんでしょうか。

2点目が、マニュアルを能力評価と実績評価編、先ほど申しましたように2つのマニュアルに分けられた理由というのは、あったら教えていただきたいと思ひます。

それから、3点目は、評価対象者を正規職員だけにされた理由、ですから、非正規職員はこの人事評価制度の対象外だとされた理由は何かございますでしょうか。

それから、4点目が、日吉津小学校の教員の方、あるいは職員の方への運用はどうなっておりますでしょうか。

5点目が、評価結果の人事への反映はどうなっておりますでしょうか。例えば特別昇給とか、あるいは勤務成績に、優良による傾斜加算というような点はどうなっているんでしょうか。

以上、5点について、まずお聞きしたいと思ひます。

3点目が、議会改革推進への村長の姿勢はということでお聞きしたいと思ひます。

議会基本条例の施行に伴いまして、新たに制定が必要となりました条例が2つございました。議員の政治倫理に関する条例と、議会の議決事件の追加に関する条例の2本でありました。政治倫理条例については昨年10月に既に施行となっております。議決事件の追加条例も今議会で上程予定と聞いております。条例制定の中で、協議の中で村長部局と一番やはり判断が分かれたのが、議会改革推進上、最も重要と考えていた、私が考えていたわけですけども、考えていた議

決事件の追加などを初めとします、要は議会機能の強化の部分であったんじゃないかと、このように考えております。

ともあれ、不十分ながら、議会改革に向けた条例整備は今議会で一応終わります。不十分とは言いながら条例等の準備はできたんじゃないかと、このように考えております。この後は、議会と行政がそれぞれの言動に責任を持ち、いかに誠実に推進していくかにかかっている、今後の推進にかかっている、このように思います。

村長は、さきの議会で、行政改革、議会改革の両方ができて、この困難な時代が乗り切ることができるということをおっしゃっていただきました。議会改革への助力は惜しまない、まあ手助けということなんでしょうか、惜しまないとの姿勢も示していただきました。検討段階の状況から、再度、この内容について確認をさせていただきたいと、このように考えたわけであります。やはり、条例制定できたというのは議会改革、あるいは行政改革かもしれませんが、まさにその始まりであります。議会改革推進への姿勢と助力、村長が先般の議会で示されましたこの点について、再度伺ってみたいと思います。

以上、3点、よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 井藤議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、子供安全対策見直しの必要性はということございまして、自然災害による安全対策、さらには、意図的な犯罪による防災対策ということかと思えますけども、それこそ、このごろの子供を標的にした死体遺棄事件などは、それこそ子供を育てたり見守る立場の保護者の会の代表が子供の命を奪ったなんて事件もありましたので、なかなか、なかなかといいますか、子供が誰を信じて、子供を持つ家族が誰を信じて子育てをしていくのか、地域に預けるのかということでは非常に判断がお迷いになるのではないかとこのように思うところでありますし、自然災害も頻繁なものが起きておりまして、今回、開会に当たっての諸般の報告で申し上げましたように、日野川大規模氾濫時のタイムラインが完成をしました。それに呼応するように、佐陀川もタイムラインが完成したということございまして、例えば台風の発災時、そして雨が降りそうな予報時、何時間前とか何日前とか、いかに早く住民の皆さんに災害の状況を、そしてどんな行動をとっていただくかということ流すのが、早く流す、適切に流すというのが大切かなというふうに感じておるところでありまして、それらの取り組みをしていくということではありますが、肝心の子供安全対策見直しの必要性ということでは、子供の安全対策については甚大な被害等、多くの子供たちも犠牲になった東日本大震災でございました。大川小学校は、教員がそこで、学校で立

ちどまっておるようということでの指示が、この控訴審につながってきたということだと思っております。

それで、ダブりますけども、頻繁に最近報道がありますが、子供たちが巻き込まれた登下校の痛ましい事件、事故が強く思い起こされます。子供たちの安全を確保するためには、事前の防災対策と避難訓練等の取り組みや、事件、事故に巻き込まれないようにするための指導が欠かせないということはあるまでもありません。また、これらの取り組みに当たっては、自治会等のコミュニティの理解や保護者の協力も必要であります。日吉津村の大人が総がかりで子供たちの安全安心を守っていく機運を醸成していくことが必要であると考えます。

具体的な対応につきましては、これらの観点を踏まえ教育長から答弁をいたしますが、もう既に一昨年になりましたでしょうか、鳥取県の中部地震の発災の際に小学校の児童たちが校庭に整然と避難する様子を、たまたま113チャンネルで放映ができました。そのタイミングで映したということですので、ああいう整然とした、日ごろの訓練がされておる子供たちが危険な状況の中でも落ちついて避難行動ができたということについては、日ごろの学校での発災時なり非常時の対応が十二分にできておるのかなというふうに理解をしたところでありますけれども、このごろの災害想定はさらに大きな1000年想定などということになりましたので、現場のほうではさらにそれを見直しをしていくということになろうかと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、中身に、具体的なことに関しましては教育長のほうから答弁をします。

次に、職員の人事評価制度の運用はということですが、活用マニュアルを作成された狙いはということであります。平成22年8月に策定をしました日吉津村人材育成基本方針に基づいて、職員の能力開発育成、意欲向上、変革意識の醸成などを目的として策定をしたものであります。平成22年度から施行を始め、平成26年度から導入したところでございますけれども、適宜能力評価及び実績評価の活用マニュアルの見直しを行い、現在に至っております。

マニュアルを能力評価と実績評価編に分けた理由は、能力評価は人材育成を主たる目的に、職員の能力の到達度を明らかにするものでございます。実績評価は組織目標に基づき職員が自分の目標を設定し、その達成度と難易度を目指すものであります。2つの評価をすることで、組織目標の浸透と一貫性を図るとともに、各職員が自分の目標に挑戦していく意識改革を図り、効果的な事務事業を推進し、成果の向上を目指すものであります。

評価対象者を正規職員だけにしたということにつきましては、派遣職員及び長期休業者を除く正規職員に限定をしておるということでありまして、これを施行するに当たって、当時はまず正規職員からということではじめたところでありますので、評価対象者を限定的にしておるということ

であります。平成32年4月以降は、会計年度任用職員として採用された方につきましても、毎年人事評価を行い、再度の任用の際などに活用をさせていただくよう検討をしておるところであります。

次に、小学校の教員、職員への運用、どうなってるかという、教職員の方々につきましては、任命権者が違いますので、対象外でございますので、このことについては教育長から答弁をさせます。いわゆる教員として県の教育委員会の雇用になっておる職員は、教育委員会の人事評価だということであります。そこで、村教育委員会で採用しております臨時非常勤職員につきましては、先ほども申し上げましたように、32年4月からの適用を検討をしております。それは会計年度任用職員という意味での内容であります。

評価結果の人事への反映はどうなってるかということですが、人事への反映については、上位、下位の差をつけるに至っておらず、現段階では行っておりませんが、職員の適正な評価と処遇への反映は組織の活性化にとって重要でございますので、将来的には反映の必要性を感じています。現在、評価の公平性のための評価者の基準の統一化を図る必要がございますので、検証しながら進めておるところであります。

次に、議会改革推進への村長の姿勢はということですが、議会改革推進への姿勢と努力とのことですが、以前にも申し上げましたように、議会基本条例が議会活動の活性化を図り、村民が生きがいを持ち、安心して暮らせる村づくりに寄与することを目的とされていると踏まえておまして、行政と議会が互いに相互理解、信頼関係を築きながら情報を共有し、参画と協働の村づくりを目指していくものと考えています。

また、議会議員の政治倫理条例では、議員の責務として村民の信託を受けた代表者としてみずからの行動を厳しく律し、議員の使命を果たすこととされておりますので、品位と責務を忘れずに村民の信託に答えるべく職務を遂行されるよう大いに期待をしております。あわせて、村として村民の福祉の増進を図るため、公平、公正かつ誠実に村政を執行するものと考えております。議会改革自体は議会を進めていただくものでありますけれども、自治基本条例の前文に、村民、議会、村そして地域、団体等がそれぞれの役割や責務を認識し、参画と協働の村づくりを進めると定めておりますので、互いに村と議会の連携、協力は重要であると考えておりますので、御理解をお願いするものでございます。

以上で、井藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 引き続きまして、井藤議員の一般質問にお答え申し上げます。

子供安全対策見直しの必要性はというお尋ねでございます。

防災マニュアルがあるかどうか、いつ作成されて、その内容はどのようなものかという御質問が最初でございました。

防災マニュアルに関連するものとしたしましては、学校の防災計画と、もう一つ、学校安全管理マニュアルという、この２種類の計画を策定しているところでございます。

先に内容について申し上げますと、学校防災計画のほうは、内容は、火災ですとか大規模地震等の自然災害、大きな自然災害に特化した避難ですとか組織ですとか、役割ですとか避難経路ですとか、そういうことについて定めたものでございます。もう一方の学校安全管理マニュアルは、具体的な学校におけるけが、事故の対応、不登校、いじめ問題、不審者に対する対応、食物アレルギー対応など、個別のいろいろな危機対応について、その対応マニュアルを記載しているものでございます。

内容を先に申し上げたのですが、いつ策定されたかということでございますが、これはかなり頻繁にといいますか、改定、改定を重ねてきておられると思われまして、いつ策定していつ改定、どんな改定をしたかということの記録が、申しわけありません、残っておりません、はっきりとわからないところでございます。ただ、国の法律に基づいてこの計画は立てられますので、もともとは昭和３３年の学校保健法が一番もとでございまして、この学校保健法に基づいて、昭和３０年代には子供あるいは職員の健康管理に関する保健、学校保健の計画が立てられていると思います。その時点から施設の安全安心ということに関してもその法律に触れてありますので、安全な学校生活を送れるような安全教育計画というのも当然立てられておりましたので、昭和３０年代以降にもととなるものはつくられていると考えられます。

ただし、この学校保健法が、平成２１年に抜本的に大幅な改定がなされました。これは大阪教育大池田小学校の事件がその数年前にあったわけですが、それに対する対応でもあろうかなというふうに考えられます。この平成２１年の抜本改正で、学校保健安全法というふうに法律の名前も変わりました。それに基づいて、学校安全、事件、事故等への予防のことを含めた計画を策定して実践すべしというふうな条項が設定されましたので、この平成２１年前後に今のような形の様式で策定されているというふうに思います。

なお、長くなりました、この学校保健安全法ですが、池田小学校の事件が１３年だったと思いますが、平成１４年以降、頻繁に改定が行われております。平成２１年に抜本的な改定という形になっておりますので、その都度、その都度、学校は、当然改定が必要なことが起きれば随時改

定してきているところでございますし、教職員の人事異動などを踏まえて、毎年度当初に全職員でこの計画、マニュアルを見て、見直すべきことはないかというようなことで再確認をしているところでございます。いつかということに関しては、そのようなことで明確に申し上げられなくて申しわけございません。

2つ目の大川小学校事件の控訴審判決後に、我らの防災安全管理マニュアルを変更したかどうかということのお尋ねでございましたが、変更した内容は具体的にはございません。ただ、緊急時の避難対応のあり方について、再確認や再点検をしたところでございます。結果、変更はいたしておりません。

続いて、犯罪被害防止の指導についてはどのようになっているかというお尋ねでございました。

犯罪被害防止につきましては、4月に、交通安全教室の際、警察のOBの方をお願いしてとありますが、スクールサポーターの方に全学年児童に対しまして不審者対応に関する指導をしていただいております。車についていたりしないとか、声を出すことなどの「いかのおすし」の標語を取り上げながら、具体的な指導をしていただいております。また、中学校区等で不審者情報が流れた際には、全職員に情報を提供、共有しまして、必要に応じて各学級で「いかのおすし」等の指導を担当が行っているところでございます。そして、学校長が緊急性が高いと判断した事象につきましては、私ども村教育委員会と協議し、米子警察署や米子市教育委員会等々、関係機関と連携して、必要な対応について対応するようにしてるところでございます。

災害時の対応の例といたしまして、保護者や地域の皆さんへの連絡、学校で待機していること、教員が引率して集団下校すること、保護者引き渡しなどについて協議し対応していくことの意味でございます。また、指導に関しまして、秋には不審者対応の防犯訓練を行っておりまして、米子警察署から講師を招いて不審者対応の指導をしていただいているというようなことでございます。

4点目の子供の安全対策に関する今後の見直しについてということでございますが、現在、見守り隊のボランティアの方々、そして、交通安全指導員の方、保護者、地域の皆様に毎日のように見守っていただいております。その中で、見守り隊との意見交換会が開かれまして、その中の御意見として、イオン日吉津店の交通安全対応の協力をいただくためにも、学校行事の情報提供を密にしたほうがよいとの御意見をいただきまして、イオン日吉津店のほうに、毎月、翌月の学校行事、特に下校時間の繰り上げ予定や振りかえ休日等をお知らせして対応を願っているというようなところがございます。このように、今後とも、災害、事件、事故、そのときそのときに必要な見直しは当然行っていかなければならないと考えておりまして、学校、保護者、

P T A、地域ボランティアの方々、自治会などなど、総ぐるみで子供たちの安全に関心を持って、こうやっていかなければならんじゃないだろうかというふうな情報をお互いに発信し合ったり共有し合ったりして見直しを図っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

もう一つ、大きな御質問でありました職員の人事評価制度の運用に関してでございます。

日吉津小学校の教員に関する運用については、教員は、校長、教頭、教諭、そして養護教諭、事務職員、栄養教諭、それから講師というふうに、教育職と事務職の県費負担教職員のことでございます。これらの学校の教職員は鳥取県費負担教職員ですので、鳥取県教育委員会が定めて実施しております教職員評価育成制度に倣って実践いたしておるところでございます。

以上で、井藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（山路 有君） これより、再質問を行います。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、子供の安全対策見直しの関係であります。これ、先ほど、ちょうどたまたま報道機関が来とったんでしょうか。倉吉の中部地震、鳥取県中部地震の発生の際、来とって取材されたということなんですかね、ちょうど。整然と学校から校庭に出るのを報道機関が、まあ、いいですけども。実は、私どももちょうどあの発生の時間帯、庁舎におりまして、委員会室がありますよね。あそこからちょうど見とりましたら、本当に、堰を切ったようになっていったらおかしいんですけども、子供さんちゅうか児童の皆さんが校庭のほうに出てこられて、学校の先生もあわせて出てこられてという状況を見ました。あれが、今の報道資料なんかを見ますとちょうど2016年の10月21日の発生になっとるんですけど、中部地震がね。ちょうどそれが2時、当時の報道記事見ると午後2時7分ですから、ちょうどこの時間帯ですかね。ですから、ちょうど編集会議、広報のやってまして、見せていただきました。見せていただいて、1枚でも記念にとっとうって写真1枚撮ったんですけども、あと、あれからどうされたんだろうかなということは、実はありました。私どもも議員ですので、地元に戻って第一義的には対応ちゅうことで、そこですぐに切り上げて自治会のほうに戻ったわけですけど、あれからどうなったんだろうかということが、ちょっと余りよくわかりませんで、それで、今回の損害賠償訴訟については、第一審が終わって、今、第二審が終わったところですので、さして事実認定には、もうこれ以上変わることはないじゃないかと。あと、市や県のほうが高裁まで上げるということで判断を仰ぐということで、事実認定についてはほぼ同じような見方なんだろうなというふうに思いますけども、

あとどれだけ、いわゆる市や、要は必要なマニュアルの検討なんかがなされてないというところまで、私も控訴審の細かい内容までは見てませんが、学校教育新聞なんかを見る限りでは、そのように書いてありました。ですから、そのあたりが控訴審判決、ああいうのが出ましたから、いわゆる教員の皆さんなどに対する期待、可能性、危険があるんだったら、それにどのようにして対応していただくかというのが、その判断の分かれが第一審と第二審の間の判断の分かれだったんだろうなという気がしておりますけども、そういう意味で、先般は校庭まで出ておられたんですけども、これはそういう避難場所、第一義的に避難される場所などについては検討されて、もうその現状で対応できるということだったんでしょうか、どうでしょうか。その点、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 井藤議員の御質問にお答えいたします。

中部地震の際の行動ということで、まずそこからお答えしていきますが、まず、いわゆる子供たちが避難をしている状況を撮影したというのは、これは日吉津村の113チャンネルの職員が撮りまして、それを113チャンネルで流したということで記録をしているというところなんです。小学校から避難をして、地震の際には校庭にまず避難すると、いわゆる上から落下物がないところに避難をするということで、マニュアルに従って行動していますし、震度5以上ということになると、保護者への引き渡しということでマニュアルには定めていますが、たしか震度4強でしたね。（「中部地震」と呼ぶ者あり）日吉津の……（「5弱だ」と呼ぶ者あり）5弱か。（「5弱」と呼ぶ者あり）5弱でしたので、震度5というところで判断をして、すぐ引き渡しのほうに、作業に取りかかったと、保護者への引き渡しということで、校庭で固まって避難をしつつ、教職員がそういった連絡をすると。その連絡にはマチコミメールという、それぞれ登録をすると、学校から流すとそれぞれの保護者の携帯に入るマチコミメールというものもありますし、学校のホームページを使ったり、あと、村の防災無線も使わせていただいて、そういったことで、ただいま児童は避難をしていますと、それで、保護者の方への引き渡しを行いますのでよろしくお願ひしたいというところなんです。グラウンドが第一、校庭が第一なんですけども、その後、様子を見ながら体育館なりという避難もあるのですけども、建物的にちょっと学校に戻るのは怖いという低学年もいましたので、そのまま上級生が下級生の面倒を見ながら校庭ですっと避難していたというところなんです。

随時、保護者の方が引き渡しを受けに来られたんですが、かなり時間、お勤めの方もあったり遠方だったりということで、かなり時間がかかってきて、外にいましたら寒くなってきたという

ことで、子供たちも冷えてきますので、上着があるところについては教職員が学校に入って上着をとってきて子供たちに渡したんですけども、それでも寒いので、ヴィレステひえづ、これは安全確認をして、ヴィレステひえづのほうに児童を避難をさせたと。随時引き取りが終わったのが、夕方の6時前ぐらいが最後の児童だったんじゃないかなと思いますけど、ちょっと手元にありませんので明確な時間はわかりませんが、かなり時間はかかっています。夕暮れにもなってきたので、避難をさせていただきました。中には、村内の方で、御高齢の方しか家におられなくて、子供を迎えに行かないけんだけどというお電話がかかってきて、逆に御高齢の方が外に出て子供の引き取りに行くというのは危険ですので、家で待機しててくださいということ、保護者の方のほうに、お父さん、お母さんのほうに連絡がつくようにしてくださいということでお話をした件もあります。

その控訴審を受けて、避難場所がそれでよいかどうかということの御質問だと思いますけども、今現在でも、第一義的にはやはり落下物等がないところに避難をする。津波等のいわゆる警報なり予報が出たというときには、逆に校舎に戻って垂直避難で屋上に避難をするという、こういった防災訓練も行っていますので、高いところに垂直避難をする。今のところは校庭が一番、第一義的には安全、その次には、建物の状況を見ながら、津波等の警報があれば垂直避難する。体育館、それからヴィレステというところも避難場所に指定を、計画の中に入れてありますし、先ほどの寒かったということを受けて、小学校に空調整備をして、避難場所としてそういった暑い、寒いという気象にも対応ができるようにというところで現在きてるところです。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） わかりました。垂直避難の可能性もあるということですよ。小学生、屋上は全員避難できますか。安全にできますか。ああ、そうですか。それはいいことだなと思います。私、そのグラウンドまでの避難しか見てませんでしたので、できれば、それこそ、場合によっては机やなんかの、第一義的には下に入ったりということだというふうに聞いてましたので、グラウンドに出るよりも、そのままおって、津波に関する追加情報なども聞きながら、必要により垂直避難をすることも検討されとるかなと思って、それでちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。

続いて、犯罪、子供の犯罪被害の関係なんですけど、私も元、仕事の関係がありまして、果たして、この日吉津の付近なんかで発生があるかどうかという、よう聞かれます。でも、なかなか言えない部分もありますけども、確実に発生があつとります。日吉津ちゅうんじゃなくて、日吉津の近いところで発生があつとります。それは、発生場所が一戸建ての家であつたり、あるいは

コーポ的なところであったり、それから、先日来から岡山の津山の発生についても報道なんかであつとりますので御承知と申しますけども、要は、車が使われとったりということで、本当に痛ましい事件の発生があつとりますので、やはりそれをしっかり考えながら、やっぱり我々、対応していく必要があるんじゃないだろうかと思っております。

それで、まず、あれですよ。よく聞かれた折に、あんなのは野放しにしちゃいけないということで言われる人もあるんですけども、やっぱりなかなかその部分は難しい部分がありますんで、そういうことも考えながら、だから、ならどうしたらこういうようなのが防げるんだろうか。今までの発生状況なんか見とりましたも、本当に遠くのほうから被疑者が来たり、それから、この付近といいますか、近県のほうから来たりということです。御承知のとおりですけども、ああいふことで車が使われてますよね。遺体を積んだんか、あるいはどうかわかりませんが、随分車、積んでから走ってる。私も時折、あそこの朝、行き来する車見たりしとるんですけども、温泉線からあそこの431の間の道路、ありますよね。九里内科の前ちゅうか、イオンと九里内科の間を歩いて431に、あれなんかを見とるとも、随分県外車も走るんですよ。どうしてこういう県外車が走るんだろうかと。岡山、広島、大阪、神戸ナンバーなんかは当然、当然、島根なんかはよく走りますし、本当、数十分の間に、下手すると四、五台走ったりすることもありますので、そういうようないわゆる流し的な犯罪といいますか、被害の発生の可能性のあるんだということをややはり考えた対応をしていかんやいけない。だから、犯人ができないように、犯人を減らすよにとするのは、もう政策的なものですので、これは専門家がおりますのでやりますけど、我々としてはどのようにしてその安全な環境をつくってあげるかが必要かということなわけですし、よくいろいろあるのが、ですから、そういう状況です。

発生状況を見ると、いわゆる時間帯によって安全な環境ちゅうのは刻々変わってきます。ですから、町なかであっても人通りがなんなるときありますし、それから、車への引き込みされるというケースもありますので、そういうことも考えながら、やはりどうして安全な通学路っていいですかね、子供であれば通学路をつくってあげるかということを考えながらやっていかんやいけんと思ひます。ですから、当然、今、交通安全で立ってごされたり見守り隊で立ってごされたりしとられますけども、やはり一般の人の目というのが必要になってきます。いろんなところで、犯人になってみるとようわかるんですよ。何だか知らんけども、あそこに人がおんなってってというような。要は、犯罪を起こしにくい環境ちゅうのが、やはり我々大人の責任だと思ひます。子供の人権、子供の人権と言われますけども、やはり子供の人権保護、子供は保護される権利があるわけですし、ですから、それを守ってあげるのはやはり大人だというね、大人だと。だから、

大人の義務だという、そこの部分をやはり考えていかないと、なかなか十分な対応ができないんじゃないだろうかと。まあ、いつときにはならんわけですけど、そのあたりも考えながらやっばりやっていかんやいけんじゃないだらあかと思えますけども、どちらにお聞きしたらいいかわかりませんが、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 先ほどの答弁させていただいた最後にも申し上げましたが、議員おっしゃるとおり、大人が責任持って子供たちの安全安心を守るといふ、その考え方といいますか、基本的な思いを皆さんで共有できるようにしていかなといけんというふうには、おっしゃるように思います。

そのために、教育委員会が画一的にこうしようとかいうふうなことはなかなか難しいことなんですけども、自治会ごとのいろんな事情があたり保護者のお考えがあったりというふうなことで、機会を得ていろんな場面でそういうふうな啓発といいますか、そういう考え方についてお話をし、理解をいただくようにしていく必要があるなど、今思っているところでございます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） この関係でもう一点だけ。

先ほど教育長のほうから、平成21年に学校保健法から学校保健安全法に変わったと、法改正があったということです。そのときに、学校保健計画を、それと学校安全計画、この2つをつくりなさいという、多分指導があつてゐるようには思いますので、今のマニュアルの名前ですね。多分、おっしゃったように随分古くからずっと改正、改正で来てますのでそういう点あるかもしれませんが、このいわゆる必要書類の名前ですか、計画とかなんとか、これについても一回検討いただければと思います。そうすればおのずと要点が整理できて、逆に皆さんが見られてもわかりやすいものになるんじゃないかと思えますけども、その点、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 今御指摘の学校保健安全法におきまして、危険等対処計画とかいうふうな名称で法案を出した、当時は文部省でしょうか、文科省のほうは言っております。いろんな名前も、この法律の中ではいろんな名称で言っておりますので……。

○議員（8番 井藤 稔君） ああ、そうですか。

○教育長（井田 博之君） ええ。おっしゃるように、こちらのほうでこういうことが規定してあるんだということがわかりやすいような名称は検討していく必要があるかなというふうにも思

いまして、また御意見がございましたら教えていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） それでは2点目の、時間の関係もございましたので質問させていただきたいと思います。

午前中の同僚議員からの質問もございました。今、ちょうど任用制度、改革途中といますかということですので、時期的に余り悪かったなと思いますけども、一応、二、三、ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

まず、評価対象職員を正規職員だけにした理由ちゅうのは、始まって間がないから今後広げていくんだという、村長から答弁いただきましたので、そのとおりかなと思います。これについては、それ以上とやかく言うあれじゃありませんけども、例えば、教員の方の県の任用、県の教育委員会の任用になるんですか。任用だから向こうのほうということなんですけども。どんなですか、これは人事の処遇なんかに対する活用というのはいないんですか、県のほうの、教職員の方のは。といいますのは、ここ、ありませんし、村の職員は、村長、答弁していただいてないわけですので、ちょうど県のほうの状況がわかる方と、村の責任者と、こうあるわけですから、そのあたりは村長と教育長であれば話はいろいろ情報交換できるなと思うんですけど、その点はされたことありますか。今後、されるようなことありますか。どうですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 県の教職員の人事に関する処遇の人事評価からの反映はされとるというふうに僕は思っていますので、ここの自治体もそれに行く今途中、中だというふうでありますので、もうしばらく検証しながら進めていきたいというふうに思います。

それから、教員との関係では、人事評価ということについては、基本的には相入れないものがあります。制度、同じようなものであっても相入れないものがありますので、なかなかそこで意思疎通を図るということにはまいりませんけれども、でも、やっぱりその地域の中で教員はどうあるべき、役場の職員はどうあるべき、自治体はどうあるべき、その自治体の中の教員はどうあるべきというようなことを考えたときには、やっぱり共通のものを持っておかなければならない。特にいじめなどの問題については、かつては、教育委員会の中で発生したものは教育委員会の中で処理がされておりましたけれども、それについては、今は自治体の首長の責任にもなってきたところで、その教育委員会制度が総合教育審議会でしたかいな、総合教育会議でしたか。

（「会議」と呼ぶ者あり）総合教育会議に変わってきましたので、そこは連携を保ちながらやっ

ていく必要があるというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 任用制度について今後検討予定だという、会計、ちょっと言葉忘れちゃって出ませんけども、なわけですけども、6月も村の分掌表が外の中に毎年入れていただいって、あれ、ありますよね。ですから、あれで、いわゆる非正規職員ですか、この部分についての改善が今後いろいろ検討されていくということなんだろうと思いますけども、私、見て、非常にわかりづらいです。嘱託というのがね。臨時があります。それから、非常勤職員ちゅうのも何か少しですけど、非常勤職員というのは、パートがあります。いろいろあります。ですから、このあたりの部分が今後検討されていくんだろうなという気がしとりますけども、そのあたりが今後は整理されていくという解釈でよろしいんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

今現在あるのは非常勤と臨時職員なんですけども、臨時職員の中でもパートと呼んだりフルタイムの臨時さんがおられたり、それから、非常勤についても、広報で載せるときには嘱託職員といたりして、一応は非常勤職員ということで、このほかにも非常勤特別職とかあるんですけども、今後、会計年度職員になりますと、先ほども説明しましたように、今の非常勤と臨時職員は会計年度職員のフルタイムとパートに分けられるという形になります。会計年度職員ができてからの臨時的任用職員というのは、特別な場合、職員の欠員があった場合とか緊急の場合というようなこの限定されたものになるということで、きちんと振り分けられるようになります。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 1つだけ紹介しときたいと思いますけども、村長は、学生時代は何を専攻しとられましたですか。法律ですか、経済ですか。

○村長（石 操君） 経済。

○議員（8番 井藤 稔君） 経済ですか。なら、御承知じゃないかと思いますが、グレシャムの法則って聞いとられますか。

○村長（石 操君） 聞いてます。

○議員（8番 井藤 稔君） 聞いとられますか。悪貨が良貨を駆逐するというあれなんですけども、悪貨が良貨を駆逐する。これが人事制度にも、人事評価制度を運用する中でも、やはりこのことはよく使われます。私も前職のときに人事給与担当ちゅうことでやらせていただいって、

このいわゆる評価制度の制度の検討の中に入れてもらったことあるんですけども、グレシャムの法則ということで、これ、金本位制度の中でなんですけども、悪貨は良貨を駆逐する。同じものだとしたら、やはりつきやすいほうになっちゃう。ですから、こうあると、何だ変わらんじゃないかと。努力しようが何しようが変わらんじゃないかということで、下の基準に合っちゃうと。グレシャムの法則というのがあるんですけども、16世紀のイギリスでのあれなんですけども、そういうこともありますので、やはり中途半端にしとくと余りよくないんだらうなという気がします。ですから、今回、いろいろ検討改善してもらいたい機会だと思いますので、ひとつ思い切って、それが組織の最終的には活性化につながっていくんだらうなという気がしておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

さっき、午前中の同僚議員の質問にもありましたけども、なるべく損がないように、職員の人に余り悪いようにならんようにということ、ありましたんですけども、やっぱりせっかくいい機会ですので、今まで対応できてないところはこれを機会にきっちりやってもらうと。要は、いわゆる最初の試験で全てが決まってしまうようなやっぱり制度じゃ私はだめなんだらうなと、これからは思ひます。だからこそ、中途採用があつたりいろいろあるんだと思ひます。いろんなところが改善しながらやはり制度の運用を図つとと思ひますので、むしろよくしてあげて仕事にやる気を起こしてもらふ、そのほうがよっぽどいいんじゃないだらうかと。同一労働同一賃金です。ですから、先ほど申しましたように、6月の分掌表を見せていただいても、非正規職員の方も独立した分掌がつけてあるじゃないですか。あと、なら誰とっていったら、課長さん方ですよ。課長とその非正規職員の方との2人での分掌という形になってますので、それぞれが。おおむねがそうなつてるように感じておりますので、ひとつ、せっかくいい機会ですので、よくなるように改善するという気持ちでやるのとやらないのでは随分違ふと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、どうでしょう。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 申しわけありませんでした。おっしゃるとおりです。人間といいますか、仕事においても日々進歩していかなければならないと。それが人間だったり職業人だったり公務員であるというふう感じておるところでありますので、日ごろ、そのようなことを求めるわけでありまして、十二分に理解をされてないという部分もあろうかと思ひます。それは指導力不足もあるのかなというふうに考へますので、改めて、この人事評価制度を有効に使ひてきて職員の内気を發揮できるような組織にしていかなければ、組織が風邪を引いてしまつてはならないというふう考へておりますので、井藤議員のおっしゃる内容をごもっとも受けとめる

ところでありますので、誠意努めていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） もう一つ申し上げたいのは、今後、いわゆる定年退職の取り扱いで、再任用ですか、これの制度を当分の間、多分運用していかにかいけんようになるんじゃないだろうかという気がします。これはどこの組織でも一緒でして、新たな若い採用者が入るといことで、そのいわゆる足りない部分を補ってもらうという重要な意味もありますけども、逆に言えば、再任用者にも本気で働いてもらわにかいけんということだろうと思います。ああ、やれやれ、ああ、これで責任はなくなったわ、再任用してやるわということだから、なら、それに応えようかというんじゃないややはりだめだと思いますので、ですから、そのあたりをやはりきっちりする上でも、例えば再任用の再任用基準についてきっちりと整備しとくと。そういうときに、やはりこの評価制度、人事評価制度ちゅうのは本当に必要になってくるんじゃないだろうかと。先般も、民事訴訟ですけども、民間会社の会社の運転手さんが、やめた途端に給与がなくなった、減らされちゃったと。同じ労働しよるのにどうということだいということ、たしか報道されとったと思いますけど、ああいうこともありますので、そのあたりはきっちり、やはり整理しといていただいたほうがいいじゃないだろうかという気がしますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、日吉津村の提案制度の要項というのがありますよね。これは村長か課長か、どちらでもええんですけども、私は提案制度、ちょっと紹介させていただいたら、制度、制定以来ゼロだと、運用がゼロだということでお聞きしとるわけですけども、あれは非常に提案しにくい形になってますよね。文句は言うなというような、まあ、一言で言えばですよ。批判的なことはいけんというあれになっと思ったと思います。ですからあれは、何でもいいけえせえと言われるぐらいのほうが、やはりもう改善されたほうがいいじゃないでしょうか。もう実証済みだと思いますので。今まで制定以来、何年になるんでしょうか、これは。平成18年ですから、制定になったのが。平成18年ですから、今、何年ですか。30年。これはもう実証済みです。この内容じゃだめだというのは実証済みだと思いますけども、その点、どうでしょうかね。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員の御質問にお答えします。

提案制度、18年からということ、ほかの市町村もちょっと見て、もしかして変わってる可能性もありますし、時代に即した提案制度になればというぐあいに思いますので、研究してみたいと思います。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（８番 井藤 稔君） それでは、最後の議会改革推進への村長の姿勢の関係で、二、三、お願い等を、お願いちょうわけじゃないんですが、質問等しときたいと思います。

私も村長と全く同感でして、行政改革と議会改革は一体じゃないといけると、私は、このように思います。行政改革ができなのに議会改革もできないし、議会改革ができなのに行政改革もできない、このように思います。ですから、全くその部分については一緒だと思いますけども、やはり、議会も一緒ですけども、まだまだ我々も含めて意識改革はできてないんだろうなという気が私自身はしております。もし間違っと思ったら言っていただきたいと思いますが、意識改革ができてない。というのは、この執行部と議会との調整の中で、やはり一番感じるのはそこだったような気がします。細かくはもう今さら言いませんけども、その点だったと思います。やはり議会も行政も一緒に、もう一步やっぱりお互いに踏み込んだ対応をしていかないと改革にはつながらんだろうなという気が、私自身はいたしております。

ということで、その点が1点、気になることでありますし、それから、やはりこれからは生きて情報の共有が、村民と行政はもちろんです。村民と議会ももちろんです。議会と行政、この部分が今まで一番力が入ってなかったとこだと思いますので、ですから、私はまだ不十分ながらというのは、そのように言いました。でも、議会の議決の追加の検討につきましても、議会の中でもいろいろ、ならどの部分についてお願いするんだという、どこまであれするんだというのについても、議員間でも随分差がありますので、そのあたりはね。ですから、要は、姿勢的にはお互いにもう一步ずつ踏み込んでいかんと、これはいい方向に行かんじゃいだろうかという気がいたしております。

今月の1日から、刑事制度では非常に大きな改革がありました。お気づきですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） まことに不見識でありますけども、内容を承知しておりません。

○議員（８番 井藤 稔君） 何も私、質問予告してませんのであれですけども、もしお気づきならなと思ったので。

地方制度改革で、司法取引という言葉で出とったんです。これは本当に長い間の刑事政策の大きな課題だったです。ですから、要は、一般の人が公判に参加される、あれは司法委員制度ですか、こういうのがあったり、それから捜査の透明化があったりですよ。それから、これなんかもまさにそれです。要は、今までとっても戦後、矛盾があったところが、ずっと改善されていっております。これは、なぜこういうところまでできたんかというのは、これはなぜできたかちゅうのは、やっぱりその大もとのトップです。トップがもうこういう流れだからやろう、随分それ

で違います。トップとそのもとの幹部が、そこが意識改革ができれば、ほんとに随分変わってくるなという気が、私自身はしております。

ですから、ちょうどたまたま今月の6月1日から法改正になって執行になった部分がありますのでちょっとお話ししましたけども、本当に私も肌身感じておりますので、ひとつそういう、もしいろいろ検討される場があればやっぱりお願いしたいと思いますし、我々議会も考えていかにゃいけんことだろうなという気がいたしております。

それから、生きた情報共有、これがやっぱり必要だと思います。村長は本当に誠実に対応していただくとおもいますけども、していただいて約束していただいたことは、口頭でも何でも構いませんので、やっぱり打ち返していただきたい。それがないと進歩はないと、これからの進歩はないんだろうなという気がしますので、よろしくお願いしたいと思います。これは議会についても一緒でありまして、重箱の隅つつくようなことをいつまでも言っとったっていけませんので、お互いに一步ずつ踏み込んでどんどん前へ進めていきたいと、このようがいいじゃないかと思えますのでよろしくお願いしたいと思いますし、それから、今回の議会改革についても、先般、日南町の議員さんの給与の関係が、日南町でしたかいね、給与のあれがありましたね。

○村長（石 操君） ああ、はい、はい、はい。議員のね。

○議員（8番 井藤 稔君） 先般出てまして、記事をいただいたもんですから、ありました。やっぱり議場のこの整備なんかも全く一緒です。ここの、ありますよね。この掲示、あと6分50秒残ってますんで、いただけてますけど、こういうような設備の関係、それから議員定数の関係、それから議員報酬の関係、それから図書室の整備、研修充実など、本当、各種あります。やはり村長の思い切った御協力いただかないと議会改革もできないということですので、ひとつその点、一步も二歩も踏み込んでいただいたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

先般、この議会基本条例運用について、今、話題になっております関西学院大学から森脇教授、来ていただきましたですね。講演、村長、あるいは課長さん方にも聞いていただいたかと、あろうかと思えますけども、議会改革の方向として今後の、示していただきました。その中で、理事会型にするという御本人さんの話をいただきました。

これ、覚えとられます。

○村長（石 操君） ちょっと、詳細を……。

○議員（8番 井藤 稔君） 詳細は、要は、二元代表制ということで、今、まさにそのとおりですけども、ですから、地方制度審議会の中でも、いわゆるこの部分は崩れてないんですよ。二元代表制。その中でいろいろ改善していこうか、改革していこうかということなんですけども、

この方が、森脇名誉教授から言っていたのが、いわゆる理事会型ちゅうことで、例えば7人の議員を選出しようと。議員選出ですね。その中で、やはり行政の担当を振り分けて各課長のところに選んだものを持っていき、そしたら、行政と議会の一体化ができるんじゃないか。これはこの先生のあれですけども、これは簡単にできることじゃないんで、私でもわかっておりますけども、この考え方ちゅうのは、やはり議会と行政が一体的にやれる方向ということで、多分話してごされたと思います。私はそのように理解してます。ですから、そのことを絶えず考えながら今後やっぱり進めていくほうがいいんじゃないかと思いますが、最後、村長のほうからでも感想をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 議会といわゆる首長、行政側と議会と、どんな関係をつくっていくのかということで、お互いが切磋琢磨して村民の負託に応えなければならないということに尽きると思いますけれども、その途中の過程でどんな取り組みを、どんな意見を集約するのか、どんな意見、いわゆる村民の声を聞いたりしてさまざまなものをつくり上げていくかということだと思ってます。そういう意味では、村民がどんなことを思ってるのかということ、まず自分としては中心に据えたいというふうに思ってます。その中で、議会も私も、それぞれの立場でこうあったほうがいいのではないかというような意見を持ち寄って議論を進めていくことが必要だろうなというふうに思います。

先ほどの関西学院の森脇先生の話は、おっしゃいましたように、一つのやり方ではあるかなというふうに思います。でも、その二元代表制ということをやっぴり保ち続けなければなりませんので、どこかで課題も出てくるであろうと。意見集約ができてどこかで課題が出てくるであろうというふうな思いがしております。

それから、改革ということでは、やっぱり組織をどんなふうに変えていくかということでは、トップダウン方式ということもありますけれども、組織そのものも変わっていくという意味では、組織の中での議論が非常に重要だと思ってます。それがないと組織が空中分解をしてしまうというふうに思ってますので、一概にトップダウンということはできないと。一定の方向はこれでどうだという議論の投げかけはできて、じゃあ最終的にこれでいこうなという、仮にトップダウンの答えになっても、これでいこうなというその議論が積み重ねられたものでなければならないというふうに思ってます。そういうことで議会と行政がそれぞれ変わっていくという形が作り上げられるのがいいのかなというふうに思ってます。

往々にして、さっきも提案制度が12年間動いてないということがありましたけれども、それ

は村民に投げかけ方が我々は悪いというふうに思っていますので、変わっていかねばならない。マイナスの意見を当然受けなければ組織が変わらない。ああ、いいよ、この制度はということだけでは絶対変わっていかない。マイナスを、ここが課題だというものを村民の皆さんから提案制度で聞いたり、我々は今何が課題なのかという、午前中でも介護保険のどこが課題なのかというようなこともありましたけれども、そんなことを積み上げていかないと組織は変わっていかないというふうに思っていますので、まとめて、どれがいいということはよう言いませんけれども、日々変わっていくというその気概でもってこの地域づくりを議会とともに、執行部とともにやり続けていく、やり続けていく必要があるというふうに思っていますので、今がいいということではない。毎日が変わっていかねばならないというふうに思っていますので、そのようなことを取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 長時間ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 以上で、8番、井藤稔議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、あす6月13日、一般質問2日目となります。午前9時には議場に御参集ください。きょうは御苦労さまでした。終わります。

午後3時07分散会
